

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会3月定例会第2日目)

平成18年3月2日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第3 議案第42号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第4 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第6 議案第45号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第46号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予
算(第4号)
- 日程第8 議案第47号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第9 議案第48号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第49号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第11 議案第50号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第12 議案第51号 平成17年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第1号 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増加及び組合規約の変更について

- 日程第 1 4 議案第 2 号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 6 号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 7 号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 8 号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 9 号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 3 3 号 字の区域の変更について
- 日程第 2 3 議案第 3 4 号 消防手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 3 号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 4 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例ほか 6 件】
- 日程第 2 6 議案第 5 号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 1 3 号 安芸高田市国民保護協議会設置条例
- 日程第 2 8 議案第 1 4 号 安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置条例
- 日程第 2 9 議案第 1 5 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の一部を改正する規約
- 日程第 3 0 議案第 1 6 号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例
- 日程第 3 1 議案第 1 7 号 安芸高田市児童館条例
- 日程第 3 2 議案第 1 8 号 安芸高田市放課後児童クラブ条例

- 日程第 3 3 議案第 1 9 号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 4 議案第 2 0 号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 5 議案第 2 1 号 安芸高田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する
条例
- 日程第 3 6 議案第 2 2 号 安芸高田市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 7 議案第 2 3 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条
例
- 日程第 3 8 議案第 2 4 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 9 議案第 2 5 号 市道の認定について
【県道改良により不用となった旧県道の市道認定】
- 日程第 4 0 議案第 2 6 号 市道の廃止について
【県道昇格による市道の廃止】
- 日程第 4 1 議案第 2 7 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 2 議案第 2 8 号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 3 議案第 2 9 号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一
部を改正する条例
- 日程第 4 4 議案第 3 0 号 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部
を改正する条例
- 日程第 4 5 議案第 3 1 号 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 4 6 議案第 3 2 号 安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一
部を改正する条例
- 日程第 4 7 議案第 3 5 号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改
正する条例
- 日程第 4 8 議案第 3 6 号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一
部を改正する条例
- 日程第 4 9 議案第 3 7 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正す
る条例

日程第 5 0 議案第 3 8 号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例

日程第 5 1 議案第 3 9 号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管
理条例の一部を改正する条例

日程第 5 2 議案第 4 0 号 安芸高田市 B & G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改
正する条例

2 . 出席議員は次のとおりである。(2 2 名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
5 番	小 野 剛 世	6 番	川 角 一 郎
7 番	塚 本 近	8 番	赤 川 三 郎
9 番	松 村 ユ キ ミ	1 0 番	熊 高 昌 三
1 1 番	青 原 敏 治	1 2 番	金 行 哲 昭
1 3 番	杉 原 洋	1 4 番	入 本 和 男
1 5 番	山 本 三 郎	1 6 番	今 村 義 照
1 7 番	玉 川 祐 光	1 8 番	岡 田 正 信
1 9 番	渡 辺 義 則	2 0 番	亀 岡 等
2 1 番	藤 井 昌 之	2 2 番	松 浦 利 貞

3 . 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 会議録署名議員

14番 入本和男 15番 山本三郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	廣政克行
福祉保健部長兼福祉事務所長	福田美恵子	産業振興部長	清水盤
建設部長兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	杉山俊之	消防長	村上紘
八千代支所長	岡田敦男	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~  
午前10時 開会

松浦議長 それでは、おはようございます。  
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
14番 入本和男君、15番 山本三郎君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第41号 平成17年度安芸高田市  
一般会計補正予算(第8号)

松浦議長 日程第2、議案第41号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予  
算(第8号)の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第41号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算、第8号  
の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、40  
6万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ予算の総額を238億2,2  
04万円とするものでございます。

歳入につきましては、市税1千万円、地方交付税1,918万7千  
円、市債4億2,960万円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金1,  
685万5千円、使用料及び手数料1,924万7千円、国庫支出金  
3,080万7千円、県の支出金が2億448万7千円、繰入金1億  
6千万円、諸収入2,332万3千円をそれぞれ減額するものでござ  
います。

歳出につきましては、総務費7,205万2千円、衛生費1億5,  
427万9千円、商工費186万1千円、土木費1億2,784万円  
をそれぞれ追加し、議会費297万円、民生費7,329万1千円、  
農林水産業費1億2,360万6千円、消防費2,903万8千円、  
教育費3,535万7千円、災害復旧費が6,959万2千円、公債  
費1,811万円をそれぞれ減額するものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、第2庁舎・総合文化保  
健福祉施設整備事業の債務負担の期間を、平成19年度までに変更す  
るものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第  
1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、11

事業、総額で、18億7,804万6千円の繰越明許費の追加をいたすものでございます。

地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、44億3,960万円と定めるものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第1号、平成17年度の安芸高田市一般会計補正予算(第8号)につきまして、要点のご説明を申し上げます。

初めに、このたびの補正の予算につきましては、先に皆さん方のお手元の方にお配りさせていただいております、平成18年安芸高田市議会3月定例会補正予算議案説明資料に基づきまして、まず概要をご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きいただきたいと思っております。では、1ページの方から概要をご説明していきます。このたびの3月の補正予算につきましては、基本的には各事務事業の確定に伴いまして、事業費の調整、また、事業執行見込みに基づきまして、予算整理、係数の整理が主なものでございます。まず1の会計別予算の状況でございますが、一般会計の補正額につきましては、406万8千円を計上しております。補正後の累計額につきましては、238億2,204万円となり、前年同期に比べますと、90.4%で、9.6%の減となっております。このたび、一般会計の他に老人保健特別会計を除く9特別会計の補正も計上いたしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、一般会計の補正概要でございますが、2ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入の補正の概略でございますが、1款といたしましては、市税の1千万円の増額につきましては、法人税を増額するものでございます。続きまして、10款の地方交付税、1,918万7千円の増額につきましては、国の補正予算に伴いまして、普通交付税の負担調整分の復活措置というもので、当初確定いただきました数字にその調整率をかけたもので、1,918万7千円の増ということになります。12款の分担金及び負担金、1,685万5千円の減額につきましては、農林事業、また農林災害分担金の減が主なものでございます。続きまして、13款の使用料及び手数料でございます。1,924万7千円の減額につきましては、診療所使用料の減が主なものでございます。主な増減の要因につきましては、理由につきましては、一番右端に掲げておるとおりでございますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。続きまして、14款の国庫支出金、3,080万7千円の減額につきましては、民生費国庫負担金の減が主なものでございます。15款の県支出金、2億4,487千円の減額は、合併推進交付金、

また、農林関係に伴います補助金が主なものでございます。18款の繰入金でございますが、1億6千万円の減額は、市民センター建設基金、また、保健福祉事業基金を減額するもので、第2庁舎・総合文化保健福祉施設、特別養護老人ホーム整備に充当する合併特例債の増によりまして、この基金の繰入金を減額するものでございます。20款の諸収入でございますが、2,332万3千円の減額につきましては、消防団員の退職者の見込み減により、退職報奨金受入金が減になります。そういうものが主たるものでございます。市債につきましては、4億2,960万円の増額につきましては、当該事業本債であります上下水道債の半額を過疎債に振り替えるかたちの中から、特別会計繰出債の増額が主なものでございます。

続きまして3ページでございます。(2)の歳出予算でございますが、備考欄の方に掲げております款ごとの増減の要因を記載しておりますが、補正の要点説明につきましては、後ほどの、予算書の事項別明細書によってご説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いします。4ページにつきましては、一般会計の歳出補正予算の性質別の経費を款、項別に掲げております。このたびの補正につきましては、義務的経費であります人件費の合計は、2,385万5千円の減額で、職員人件費分といたしまして、600万1千円。また、非常勤特別職が、1,785万4千円それぞれ減額しております。このことにつきましては、指定統計であります国勢調査費の確定によるものが、主な減額の理由でございます。扶助費につきましては、6,167万4千円の減額であります。障害者医療費、また生活保護費等の支給対象者の確定によりますものが、主なものでございます。公債費につきましては、1,811万円の減額でございますが、平成16年度許可債の借り入れ利率の見込みの低下によるものが主な要因でございます。物件費につきましては9,545万5千円の減額で、事業執行また、見込み等に基づきまして予算の調整をさせていただいたところでございます。

続きまして5ページ、維持補修費、1,669万5千円の増額で、利用者の利便性を配慮し、保育所、診療所、火葬場、農業施設、観光施設、小中学校、体育施設、43の施設等でございますが、維持補等、材料を計上したものでございます。補助費でございます。9,206万2千円の減額につきましては、生活交通路線の維持負担金、また中山間地域の直接支払交付金、消防団員退職報奨金の減が主なものでございます。積立金につきましては、1億3,432万4千円の増額、3つの目的基金に3,400万1千円積み立て、事業執行見込等に基づく予算整理による減額分、また、1億32万3千円の財政調整基金に積み立てをするものでございます。投資及び出資金1,660万円の減額でございますが、上水道事業費の確定に伴います、上水道出資



金の減が主なものでございます。貸付金、1億3,660万3千円の減額ですが、安芸高田アグリフーズへの直接融資の減が主なものでございます。続きまして、繰出金の4億9,869万8千円の増額につきましては、歳入の項で申しましたが、上下水道特別会計の本債の半額を、過疎債に振り替えすることができました。過疎債相当分を各特別会計へ繰り出すことによるものが、主な増額の要因でございます。続きまして、投資的経費の項目でございますが、災害復旧事業費、6,959万2千円の減額、また、普通建設事業費1億3,169万8千円の減額は、事業量の確定によります予算整理をいたしたものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。この6ページの項目につきましては、節別の補正予算額の総額でございます。備考欄の方に主な増減理由を記載しております。ほとんどの費目につきましては、事業の執行見込み等に基づきます予算の整理によりまして減額いたしておりますが、11節の需用費1,542万9千円の増額をいたしております。各施設の修繕料の追加が、主な理由でございます。その他、各施設の備品購入費、993万7千円の増額につきましては、小中学校の教育備品、体育施設の備品追加が、主な増額の理由でございます。その他の積み立てによりまして、25節の積立金が1億3,432万4千円、各上下水道特別会計繰出金の追加として、28節の繰出金が、4億9,869万8千円増額いたしておるところでございます。

この予算資料の中で7ページ、8ページにつきましては、款別にそれぞれ節の補正予算額を掲げておりますので、ご参考にしていただければと思っております。

それでは、議案の41号によります、一般会計の補正予算の要点のご説明をいたします。補正予算書の10ページからご説明したいと思っております。先に予算の概要という中で、ある程度歳入項目につきましても、ご説明をさせていただいておりますので、主たるところのみを、ある程度ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

法人の関係の1千万につきましては、法人税を増額させていただいております。交付税におきましても、1,918万7千円を増額させていただいております。12款の分担金及び負担金でございますが、1項の分担金につきましては、総務費分担金、6万円につきましては、テレビ放送の難視聴解消施設整備事業に伴います、事業費の確定の減額でございます。2目の農林水産業費の分担金につきましては、989万6千円の減額は、農林業事業の確定によります受益者分担金の減が主たるものでございます。4目の災害復旧費の分担金、672万円につきましても、災害復旧事業費の確定、また、激甚災害指定を受ましたことから、受益者分担金を減額いたすものでございます。

11ページにまいりまして、2項の負担金でございます。3目の教育費負担金で、17万9千円の減額につきましては、園児数の確定によりまして、幼稚園の保護者負担金の減が主なものでございます。13款の使用料及び手数料でございます。1項の使用料、3目の衛生使用料1,722万5千円の減額は、美土里歯科診療所使用料、また、診療報酬費の減でございます。4目の労働使用料でございますが、222万4千円の減額につきましては、JR向原駅の第2駐車場の供用開始予定時期の遅れによりまして、市営駐車場の使用料の減でございます。6目の土木使用料50万円の減額は、道路占用料の減でございます。7目の教育施設使用料25万8千円の増額は、公民館及び体育館施設使用料の増でございます。2項の手数料でございますが、2目の衛生手数料44万円の増額は、狂犬病予防手数料の増でございます。4目の土木手数料4千円の増額は、証明手数料の増ということになります。

続きまして、12ページお願いします。14款の国庫支出金でございます。1項の国庫負担金の、1目の民生費の国庫負担金でございますが、3,224万2千円の減額については、児童手当、また、生活保護費負担金の減が主なものでございます。2目の衛生費国庫負担金174万3千円の減額につきましては、保健事業費の減が主なものでございます。3目の災害復旧費国庫負担金1,176万4千円の減額は、土木施設災害復旧事業費の確定によりまして、減が主なものでございます。

13ページお願いいたします。2項の国庫補助金でございますが、1目の総務費国庫補助金の228万5千円の増額につきましては、合併市町村補助金の増額をするものでございます。2目の民生費国庫補助金82万3千円の増額につきましては、介護システム改修事業費の補助金の増でございます。3目の衛生費国庫補助金97万6千円の減額につきましては、小型合併槽処理浄化整備事業費の確定によるものでございます。土木費の国庫補助金、1,227万5千円の増額につきましては、市営住宅の整備事業の事業追加に伴います地域住宅交付金、また、交付金の584万4千円及び、このたびの除雪に伴います補助金、650万円の増が主なものでございます。7目の教育費の国庫補助金90万1千円の減額につきましては、対象者の確定による児童生徒援助費が248万3千円の減で、国の補正予算に伴いますものでございます。国の補正予算によるアスベスト対策費といたしまして、公立の学校建物、大規模改造、また、事業費補助金として、157万3千円を追加いたしておるところでございます。続きまして、8目の災害復旧費国庫補助金でございますが、59万6千円の増額につきましては、補助の対象となる土木災害復旧補助金の確定によるものでございます。

14ページをお願いします。3項の委託金でございます。1目の総

務費の委託金の84万円の増額につきましては、外国人登録事務費の委託金の増でございます。15款の県支出金、1項の県負担金でございます。2目の民生費負担金につきましては、166万円の減額につきましては、特別養護老人ホーム整備事業費の確定による老人福祉に伴います、整備費の負担金の減が主なものでございます。続きまして、3目の衛生費の県負担金174万3千円の減額につきましては、保健事業費の確定によるものでございます。

15ページをお願いいたします。1目の総務費県補助金、8,383万1千円でございますが、主たるものにつきましては、合併推進交付金の前年度の精算として、現年度の支出事業費の減によりまして、補助金を減額するものでございます。2目の民生費県補助金につきまして、713万2千円の減額につきまして減額、また3目の衛生費県補助金188万8千円の減額は、それぞれ事務事業費の確定によるものでございます。4目の農林水産業費の県補助金8,235万6千円の減額につきましては、農林水産事業に伴います確定によるもので、中山間地域の直接支払事業費の補助金が、2,625万6千円。

また、16ページにまいりまして、団体営の基盤整備促進事業費補助金が1,142万円、経営構造改善事業費の補助金が1,500万円の減額が主なものでございます。7目の災害復旧費県補助金でございます。1,512万7千円の減額は、農林関係の災害復旧費事業量の確定によるものでございます。次に3項の委託金でございます。総務費の委託金の1,046万2千円の減額につきましては、各種指定統計調査事業費の確定によりますものでございます。

17ページにまいりまして、4目の土木費の委託金18万円の減額につきましては、河川費の委託の減、また、6目の教育費の委託金10万8千円の減額は、事業費確定によります調査研究事業委託金の減が主なものでございます。18款の繰入金につきましては、3項の基金繰入金、5目の市民センター基金繰入金1億5千万円の減額、また、6目の保健福祉推進事業費基金繰入金1千万円の減額は、第2庁舎、また、総合文化福祉の保健施設の整備事業に伴いますもの、また、特別養護老人ホームの事業費に充当します合併特例債の許可、額の増によりまして、このたびの基金繰入金を減額するものでございます。20款の諸収入でございます。3項の貸付金の元利収入でございますが、1目の住宅資金貸付元利収入27万5千円の増額につきましては、借受者からの繰上げ償還でございます。

続きまして18ページをお願いいたします。5項の雑入でございますが、2,359万8千円の減額につきましては、消防団員の退職見込みの減による、また、消防団員の退職報奨金受入金の減が主なものでございます。企画課関係の雑入、123万6千円の増額につきましては、新空港整備市町村負担金でございます。保健医療課の関係で、144万7千円の減額は、総合検診の徴収金の減でございます。農林水

産課関係の雑入90万円の減額は、みどりの羽募金の減が主なものでございます。管理課関係の雑入170万円の減額につきましては、国の樋門管理委託料の減でございます。生涯学習課関係雑入628万9千円の減額につきましては、海洋センターの改修助成金、スポーツ振興くじ助成金の減が主なものでございます。議会関係の雑入につきまして、88万5千円の増額につきましては、資料等のコピー代の増が主なものでございます。続きまして、21款の市債でございます。市債につきましては4億2,960万円の増額を、それぞれ事業量の確定に伴いまして、起債額の調整を行っておるところでございます。

19ページをお願いします。下段の方になるわけですが特別会計繰出債ということで、5億2,950万円の増額につきましては、先ほどの総括説明資料の中で申しましたように、簡易水道、また、下水道事業の各特別会計で予算措置しておりました各上下水道事業債の半額を、過疎債に振りかえをするものでございます。過疎債の方の有利な起債の方の充当をいたしておるところでございます。

20ページをお願いいたします。10目の教育債でございますが、990万円の増額につきましては、アスベスト対策といたしまして小学校、また、学校給食センター等の施設改修に充当する起債を計上するものでございます。

続きまして、歳出の方に移らせていただきます。21ページをお開きください。歳出につきましては、大部分の費目が減額となっております。減額いたしました事業につきましては事務事業費、また、事業量の確定、今後の事業執行見込み等に基づきまして、このたび予算を整理いただいております。まず1款の議会費でございますが、297万円の減額におきましては旅費、また、消耗品の減が主なものでございます。18節の備品購入につきましては、6万2千円の増額は、会議録作成用のテープレコーダーの購入費でございます。2款の総務費の関係でございますが、一般管理費の方で、280万円の減額につきましては、職員の退職手当負担金の減でございます。3目の財政管理費の105万7千円の減額、また、4目の会計管理費29万3千円の減額につきましては、入札工事検査管理費また、会計管理費にかかります係数の整理をいたしたものでございます。5目の財産管理費でございますが、1,073万7千円につきましては、各事業予算の係数の整理が主なものでございまして、

22ページをお願いいたします。15節の工事請負費でございますが、179万1千円の増額につきましては、高宮町高宮高齢者活動センターのアスベストの除去工事89万1千円、また、向原町の有留地区の多目的集会所舗装工事90万円が主なものでございます。17節の公有財産購入費を計上させていただいておりますが、このたび県の吉田建設局の方の3月末日をもちまして、広島事務所の方に事務所の統括をされ、その施設を廃止されるということによりまして、吉田維

持管理室もなくなる状況でございます。そういう状況の中で、安芸高田市内をエリアといたします防災拠点施設の整備を現在の本館の庁舎前、道路を挟んだグレーダーとか、水防倉庫等ございますが、その一角に防災拠点施設を整備したいという状況でございます。そういう状況の中で、全部の底地につきましては、市有地でございますので、県有地部分は新しい2号棟がありますけども、その底地部分と建物が県有地でございます。そういう状況の中で、現在、県の財産管理室の方と、そうした土地交換ということでございますが、70万円を計上させていただいておりますが、できるだけ安価な単位の中で交換をさせていただきたいというように考えております。そういう状況の中で、市有地と県の土地の交換に伴います、その差額分に対する計上をさせていただいたものでございます。続きまして、6目の基金管理費でございますが、1億3,432万4千円の増額につきましては、財政調整基金に1億32万3千円、吉田サッカー公園管理運営基金に500万円、美土里町神楽門前湯治村育成基金に900万1千円、たかみや湯の森管理基金につきましては、2千万円をそれぞれ積み立てをさせていただくもんでございます。7目の企画費につきましては、1,655万2千円の減額につきましては、生活交通路線の維持の負担金の確定によるものが主な減額でございます。次に、9目の交通安全対策につきましては、協議会委員の報酬の減が主なものでございます。10目の諸費でございますが、106万6千円の増額につきましては、23ページにまいりまして、23節の償還金利子割引料、120万円の法人税還付金の増額が主なものでございます。

23ページの、11目の行政情報処理費でございますが、454万9千円の減額、また、12目の自治振興費、52万2千円の減額は、係数の整理でございます。続きまして、13目の地籍調査の事業でございます。1,306万4千円の減額につきましては、地籍調査事業の執行の状況でございますが、この減額の主たる要因につきましては、旧吉田町におきます大峠地域の調査を実施するということになりましたけども、職員の方で委託業務に着手する前の、全体の調査の把握ということを実施いたしました。そういう状況の中で、まず職員の全体的なそういう状況を確認するというところで、現在でもそういう委託前の事業の調査をチェックをいたしておりますが、このことが、委託するという前提までにいかなれないという状況がございます。そういう状況の中で、このたび主にはその地籍調査事業を減額をさせていただいております。

24ページでございます。14目の第2庁舎・総合文化保健福祉施設整備事業につきましては、合併特例債等の充当財源に伴います、財源の組みかえをさせていただいたところでございます。2項の徴税費でございますが、財源の組みかえをさせていただいております。2目の賦課徴収費、180万円の減額につきましては、税の業務委託金

の減でございます。

25ページにまいりまして、3項の戸籍住民基本台帳費73万1千円の減額につきましては、係数の整理をさせていただきます。続きまして、5項の統計調査費でございます。1,109万3千円の減額は、このたびのそれぞれの指定統計調査事業費の確定によるものでございます。

26ページお願いいたします。3款の民生費でございますが、1項の社会福祉費、2目の身体障害者福祉費の236万2千円の増額につきましては、身体障害者補装具の関係の委託料の300万、また、障害者の更正医療給付扶助費の46万円の増によるものでございます。4目の老人福祉費の2,649万2千円の減額につきましては、老人福祉事業の係数の整理、また、増額の費目、23節の償還金利子及び割引料、13万円の増額につきましては、福祉関係の国県補助金の前年度の精算に伴います、国県に対する返納金でございます。6目の社会福祉医療費公費負担事業費、1,477万1千円の減額につきましては、重度心身障害者の医療費扶助費の執行見込みに基づきます、予算の整理をするものでございます。7目の人権推進費の、448万2千円の減額。

次の27ページにまいりまして、8目隣保館費の297万2千円の減額は、それぞれ事務事業、また、施設の管理運営費の確定によります計数の整理によるものでございます。10目の社会福祉施設費でございますが、28万円の増額は、社会福祉施設の人的業務委託の増額でございます。

28ページにまいりまして、2項の児童福祉費の関係でございますが、1目の児童福祉費総務費3万7千円の増額は、国県の前年度の補助金の精算金を返納するものでございます。2目の保育所費747万9千円の増額につきましては、保育園の運営費の事業執行見込みに基づきます増額で、11節の需用費につきましては、115万4千円につきましては、施設の修繕料が主なものでございます。13節の委託料につきましては、458万円につきましては、幼児の増加に伴います、人的業務委託料の追加をさせていただいたものでございます。工事請負費130万円につきましては、美土里町のひまわり保育所の駐車場舗装工事費を計上いたすものでございます。3目の児童手当費406万2千円の減額、また、4目の児童扶養手当費の283万3千円の減額につきましては、支給対象者の確定によるものでございます。続きまして、5目の児童福祉医療公費負担事業費、164万6千円の増額につきましては、児童福祉の医療費扶助の増でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。3項の生活保護費でございます。2,894万3千円の減額でございますが、事務事業費の執行経費の調整、また、支給対象者の当初見込み減によりまして、生活保護に係る扶助費を減額するものでございます。4款の衛生費でござ

います。保健衛生費の1目の保健衛生総務費、313万6千円の増額につきましては、在宅当番医、また、救急医療情報提供事業委託料339万8千円の追加が主なものでございます。

30ページお願いいたします。2目の精神保健費68万円の減額、また、母子保健費175万円の減額、4目の老人保健費718万7千円、5目の予防費647万7千円の減額につきましては、それぞれ事務事業の確定によるものでございます。

31ページお願いいたします。6目の保健センター費でございますが、24万9千円の増額につきましては、向原保健センターの修繕料26万1千円の追加が主なものでございます。7目の環境衛生費1億6,569万1千円の増額でございますが、13節の委託料で336万4千円につきましては、甲田町の元一般廃棄物処理場の残存ごみ処理委託料を追加するものでございます。続きまして、19節の負担金補助及び交付金466万円の減額は、小型合併槽の補助金の減でございます。24節の投資及び出資金の1,660万円の減額は、上水道整備事業の確定によりまして、上水道出資債の充当をしております。上水道事業への出資金を減額するものでございます。28節の繰出金1億8,358万7千円の増は、過疎債を振り替えております。そういう状況の中で、簡易水道事業と浄化槽特別会計事業、4の特別会計へそれぞれ繰出金として実施するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。8目の診療所費でございます。34万7千円の増額につきましては、美土里歯科、また、川根、佐々部の診療所の修繕料、99万9千円の増が主なものでございます。9目の火葬場費166万9千円の増額につきましては、委託料が9万6千円減額、また、火葬場等の修繕料176万5千円を追加するものでございます。2項の清掃費で、2目のし尿処理費71万9千円の減額につきましては、処理業務の執行見込みに基づきまして、燃料費等の処理に係る需用費の358万1千円増額、また、汚泥処理等の委託の430万円の減額をいたすものでございます。

33ページをお願いいたします。農林水産業費でございます。1目の農業委員会費の84万8千円の減額ですが、農業委員会の運営経費に係ります経費の整理でございます。2目の農業総務費1億2,757万1千円の増額は、事業費の過疎債振り替えに伴います、農業集落排水事業の特別会計の繰出金の増が主なものでございます。3目の農業振興費3,311万2千円の減額は、農業振興の執行見込みに基づきます予算の整理、また11節の需用費の176万1千円の増額は、積雪に伴います被害に伴います、レインボーファームの修繕料が主なものでございます。19節の負担金補助及び交付金3,356万円の減額につきましては、中山間地域におきます直接支払交付金の、3,156万円の減が主なものでございます。

34ページお願いいたします。4目の畜産振興費187万5千円の

減額につきましては、事業に確定によります 19 節の強い農業づくり交付金事業補助金、304万9千円の減が主な減額要因で、11 節の需用費 88万4千円につきましては、美土里堆肥センターのローダーバケット交換修繕料でございます。15 節の工事請負費 29 万円につきましては、高宮堆肥センターにおきます看板設置の工事費を計上するものでございます。5 目の地域営農費 1 億 4,910 万 6 千円の減額につきましては、施設整備事業の確定に伴います安芸高田アグリフーズへの施設整備費の補助金の減、また、民間金融機関からの直接融資となったことによりまして、同社への貸付金 1 億 3,577 万 3 千円の減が主なものでございます。6 目の農村整備費 3,585 万 3 千円の減額につきましては、農業関連事業費の確定によるものでございます。

35 ページお願いいたします。2 項の林業費、1 目の林業総務費 17 万 9 千円の減額、また、2 目の林業振興費 10 万円の減額、3 目の造林事業費 708 万 8 千円の減額、4 目の林道整備事業費 1,091 万円の減額、5 目の治山事業費 1,210 万 6 千円の減額は、いずれにいたしましても、各林業事務事業の執行見込みに基づきます予算整理でございます。

36 ページをお願いいたします。7 款の商工費でございますが、商工業振興費につきましては、財源の方の組みかえをさせていただいております。3 目の観光費 186 万 1 千円の増額につきましては、郡山公園の防犯灯の修繕費 20 万円、大土山のいこいの森キャンプ場のあづま屋の修繕料 104 万円、ほととぎす遊園のポンプ老朽化に伴います修繕料として、62 万 1 千円を計上するものでございます。続きまして、8 款の土木費、1 項の土木管理費、1 目の土木総務費の 65 万円の減額につきましては、一般職員人件費、歳入財源組みかえ及び管理費によります、執行見込みに基づく予算調整をさせていただいております。

37 ページお願いいたします。2 項の道路橋梁費、1 目の道路橋梁の総務費 202 万 5 千円の減額、及び 3 目の道路新設改良費 7,524 万 8 千円の減額は、それぞれの道路改良事業量の確定によります予算整理でございます。3 項の河川費、1 目の河川総務費 290 万 6 千円の減額につきましては、38 ページにまいりまして、3 目の宅防費、152 万円の減額はそれぞれ事務事業の確定によるものでございます。4 項の都市計画費、2 目の公共下水道費でございますが、1 億 9,339 万円の増額は、過疎債の振りかえによります。また、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金が主なものでございます。3 目の小規模排水事業の 60 万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

39 ページをお願いいたします。5 項の住宅費、1 目の住宅管理費 68 万 4 千円の減額は、住宅管理に係ります係数の調整でございます。1



5 節の工事請負費 2 1 0 万円によりますものは、雪害によります下川根住宅の倉庫、また、車庫復旧工事に要する財源を計上いたしておるものでございます。2 目の住宅建設費の 1 , 7 4 8 万 3 千円の増額は、住宅整備の交付金の前倒し交付を受けまして、新年度に予定しておりました、堂ノ口住宅用地の購入費を 1 7 年度予算に計上をいたすものでございます。

4 0 ページをお願いいたします。9 款の消防費、1 項の消防費、1 目の常備消防費 4 7 1 万 8 千円の減額につきましては、2 目の非常備消防費 2 , 2 5 7 万 6 千円の減額の、3 目の消防施設費 1 7 4 万 4 千円の減額は、消防関係事務事業費の確定によります予算整理でございます。非常備消防費の 8 節の報償費 1 , 4 8 4 万 5 千円の減額につきましては、消防団員の退職者の見込み減によります、退職報奨金の減が主なものでございます。

4 1 ページをお願いいたします。1 0 款の教育費、1 目の教育委員会費でございますが、3 8 万 1 千円の減額、また、2 目の事務局費 7 5 0 万 7 千円の減額は、それぞれ、事務執行の確定によります予算の調整でございます。1 8 節の備品購入費 3 8 万 6 千円、高圧蒸気滅菌器等の購入費用を計上しております。また、1 9 節の負担金補助金及び交付金 4 6 万円の増額につきましては、英語指導助手の招致事業に伴います、自治体国際化協会負担金の確定によるものでございます。2 項の小学校費、1 目の学校管理費の 3 8 6 万 8 千円の減額につきましては、各小学校の事務経費の確定によりますもので、4 2 ページをお願いいたします。1 1 節の需用費、3 7 4 万 3 千円の増額につきましては、小学校の施設修繕費を追加するものでございます。また、1 8 節の備品購入費 1 9 9 万円の増額につきましては、小学校教育備品を追加するものでございます。3 項の中学校費 1 , 4 3 3 万 1 千円の減額につきましては、事業の確定によります予算調整をさせていただいております。

4 3 ページにまいりまして、1 8 節の備品購入費の 1 0 0 万円の増は、中学校備品の追加するものでございます。4 項の幼稚園費 7 6 万 2 千円の減額でございますが、事務の調整の確定によるものでございます。

4 4 ページをお願いいたします。5 項の社会教育費の項目でございますが、1 目の社会教育総務費 3 0 7 万 3 千円の減額につきましては、事務事業の確定と計数の整理、また、1 5 節の工事請負費 1 2 5 万円の増額につきましては、吉田教育分室移設に伴います、書類等の収納プレハブ倉庫設置工事費を計上するものでございます。2 目の公民館費、1 6 6 万 9 千円の減額につきましては、予算の整理によるものでありまして、4 5 ページにまいりまして、1 1 節の需用費 1 4 2 万 6 千円の増額につきましては、公民館施設等の修繕の増が主なものでございます。3 目の図書館費でございます。4 5 万 8 千円の増につきまして

は、図書購入費の増が主なものでございます。4目の人権教育費1万8千円の減額につきましては、減額、また、5目の文化財保護費95万円の減額、いずれも事務事業の確定によるものでございます。

46ページお願いいたします。6目の文化施設費の32万9千円の増額につきましては、施設修繕費が主なものでございます。

47ページにまいりまして、保健体育でございますが、231万3千円の減額につきましては、予算整理によるものでございますが、11節の需用費41万1千円の増額は、健康体力づくりの資料の購入、また、カヌーの修繕料の増でございます。18節の備品購入につきましては、60万2千円の計上でございますが、ハンドボール等のゴールカバー、また、マット購入を計上いたしておるものでございます。2目の学校給食費538万6千円の減につきましては、事務執行に伴います、予算の整理をさせていただいておるところでございます。3目の体育施設費は411万4千円の増額でございますが、次の48ページをお願いいたします。11節の需用費の261万7千円につきましては、八千代中央グランドフェンスの修繕、また、甲立多目的広場のフェンスの修繕料を計上するものでございます。18節の備品購入費の271万4千円の増額につきましては、美土里及び高宮B&Gの海洋センターの券売機の設置、また、八千代、美土里及び高宮B&G海洋センターに、いわゆる心臓マッサージ機の配置の費用を計上するものでございます。11款の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費5,086万円の減額及び49ページにまいりまして、2項の土木施設災害復旧費1,873万2千円の減額につきましては、災害復旧事業の執行見込みに基づきます予算の減額でございます。

50ページをお願いいたします。12款の公債費181万1千円の減額につきましては、平成17年5月に借り入れをいたしました平成16年度許可債の借り入れ利率の見込みの低下等によりまして、起債の償還費を減額するものでございます。

5ページに戻っていただきたいと思っております。債務負担行為の補正でございます。第2庁舎、また、総合文化保健施設の整備事業期間を、17年度から平成19年度に1年間延長いたすものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思っております。繰越明許費の補正でございます。総務費の方で、第2庁舎と総合文化福祉の方で12億3千万円、また、農業費、農畜産物処理加工施設整備費補助金を5億3,877万4千円、生産総合振興対策事業、育雛鶏舎整備助成金といたしまして、1,993万4千円、農道、ため池、ほ場整備事業県負担金を779万円、中山間地域総合整備事業、鳥獣害対策防護柵設置工事費1,700万円、小規模崩壊地復旧事業費820万円、土木費の宮ノ城高野線道路改良886万6千円、一本木小山線の道路改良事業費903万7千円、中山線道路改良事業費93万4千円、高地長屋線の道路改良事業140万1千円、災害復旧費の公共土木施

設災害復旧事業費を3,611万円、合計11事業によりまして、18億7,804万6千円を限度といたしまして、繰越明許費の補正の追加を行うものでございます。

7ページにつきましては、地方債の補正でございますが、総務事業債を1,030万円増額して17億9,040万円に、民生事業債を760万円増額し5億5,750万円に、農林水産業債を2,910万円減額いたしまして1億1,020万円に、土木事業債2,870万円を減額して4億3,250万円に、消防費340万円増額いたしまして2,960万円に、特別会計の繰出債5億2,950万円の増額をして5億4,330万円に、一般会計出資債1,660万円減額いたしまして6,830万円に、災害復旧事業債5,670万円減額いたしまして2,500万円に、教育事業債990万円追加し990万円として、補正後の借入限度額を44億3,960万円とするものでございます。

以上で、要点のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

お諮りします。

この際、11時15分まで休憩をとらせていただきます。

~~~~~

午前11時 2分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

今村議員

議長。

松浦議長

16番 今村義照君。

今村議員

ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

予算書の15ページでございますが、県の補助金の関係で合併推進交付金が、8,300万ほど減額になっております。ただいまの説明では、この交付金の前年度の精算による減額だという説明でございましたが、私、不勉強でわかりかねるんですが、前年度いくらのかたちであり、いろんなかたちでの事務事業に相当するだろうというふうには想像するわけでございますが、そこの概略の流れを説明を願えればと思っております。それがまず1点でございます。

それと、37ページの土木費の関係で道路新設改良費ということで、私、説明を聞き、公有財産の関係で、そこへ3,100万円の減額が上っております。これは、どういったようなかたちで予算化当初されていったものか、そこの経緯をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

新川総務部長

まず、総務部長 新川文雄君。

15ページの合併推進交付金の内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。

この合併推進交付金につきましては、15年度から18年度までのそうした15億円の交付という中で、3カ年間、4年ですか、そういう状況の中で、5年間で受入れをするということでございますが、このたびの8,300万円減額させていただいてとりますのは、当初予算の中で4億7,020万円をそれぞれの各充当事業の方にさせていただき、今回精算をさせていただきますと、3億8,720万円になったわけでございます。そういう状況の中で、8,300万円の減額という状況になってきます。当初のいろんな全体予算の中で、充当をさせていただいてとったかたちをこのたびにおきましては、多少その主な事業につきましては、第2庁舎また総合文化の方で、当初におきましては、2億3,100万程度の金額を計画させていただきましたが、今回は2億3千万、また浄化槽の特別会計の繰り出し、また、農業集落排水、公共下水、特定環境という、純粹なる単独的な経費の中で計上をさせていただいてとるということでございます。一応当初、4億7,020万に対して、3億8,720万円の交付を受けましたんで、8,300万円の減額で精算をさせていただいたという状況でございます。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

金岡建設部長

建設部長 金岡英雄君。

37ページの道路新設改良費、公有財産購入費の3,100万円の減額についてのご質問に対してお答えいたします。

それぞれ各路線において、用地交渉等行う中で状況がございましたので、主な路線についてご説明をさせていただきます。

八千代町の中山線におきまして、当初用地見込みが学校用地であるという状況の中で、予算をさせていただいておりましたが、市の名義であったということから、それにつきまして約1,250万程度減額をさせていただいております。また、甲田町の高地長屋につきましては、地権者の内諾を得ておるわけでございますが、いわゆる国土調査が済んでいないということで、公図が少し混乱をしておりますので、時間を要したということで、970万程度減額をさせていただいております。また、八千代の勝田、根野谷地区におきまして、当初これを国庫補助事業等での対応にしたということで、500万円ほど減額をさせていただいております。それから、一本木小山線におきまして内諾をされた地権者の方が、死亡等により相続が発生しまして、そこらの調整で時間を要したことで、180万円程度減額をしております。その他、桂峠大見線、宮之城高野線、高林坊線、吉田口線などで精算見込みによりまして、調整をさせていただきまして、合わせまして3,100万円の減額をさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長  
明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

他に質疑ございませんか。

議長。

1 番 明木一悦君。

1 点、ご確認いたします。

今回の22ページなんですけども、高宮湯の森管理基金というのが出ていますけど、これは、今基金が1億4,300万ぐらいあるわけなんですけど、それに対して2千万の基金がまた繰り越しということで、今回の補正ということで出てきておりますけど、高宮湯の森で、禁煙ルーム等の改修工事廊下施設にあたる改修工事とか、発注を今年度されておりますけども、それがいくらぐらいかかって、その補充にこれになっているんじゃないかなというふうに取りれるんですけど、そのあたりどうなってるのかどうか、聞きたいんですね。で、実際にやはり、第3セクターということで、今第3セクターの問題については特別委員会も設置して、これからその辺を研究、調査していこうということになっておりますけど、第3セクターのその基金のあり方どのようにお考えかお伺いいたします。

その2点について。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

このたびの総務管理の方で基金管理という項目で、積立金の中に全体的に、1億3,432万4千円の増額をさせていただいております。内容的に見させていただきますと、そうした3セク部分と直営部分でありますサッカー公園等、また財調基金の方にそれぞれ積み立てをさせていただいております。ちょっと内容的に高宮湯の森基金につきましては、基本に入湯税相当分という基本のスタンス、当然入湯税等においては目的基金であり、あらゆる改修等もしていくという状況もございます。周辺のそうした湯を沸かす管理経費そういう目的的な関係もございますので、そういう状況の中には、当然ある程度実績を今後の施設の維持管理という基本のスタンスに立たせていただき、ある程度積み立てをしていきたいと思っております。大体17年度の実績、3月末までの見込みをみさせていただきます、ある程度2千万の財源的には予測の中で、この基金に対して積み立てをさせていただいたりします。それと同時に、神楽門前湯治村につきましても、900万という入湯税相当分のものを積み立てをしておりますが、当然今後における施設管理に十分なる基金の財源として積立をしておく必要があるのではなかろうかと思っております。それと、サッカー公園の管理運営基金につきましても、一昨年また下流対策等については、基金等の繰出しをさせていただき、事業の下流の排水整備とか、そういうものをさせていただいております。

このたび500万の基金財源がございますが、非常に天然芝の使用の関係にある程度見させていただいたり、サンフレッチェ広島から、

今まで3,500万の使用料をいただいとったのを、200万増額を17年度でさせていただいております。このことについては、サンフレッチェ側の方も将来の芝生の維持管理、当然何年かすれば更新の道がくるという状況の中で、今後財源補填をしとく必要があるのではなからうかという中で、200万の増額をいただいております。

今後、そうした使用料、維持管理に十分勘案させていただいて、施設に対する基金というものも積み立てをしていく必要があるのではなからうかと思っております。

それともう1点、先ほど高宮湯の森の施設管理の関係ございましたけども、この点につきましては前回の補正の中で基金を取り崩しをさせていただいて、ある程度施設の改修の事業をさせていただいたように思っております。

現在、手持ちの明確な資料ございませんので、概要で大変申しわけないんですが、以上で説明を終わります。

明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

議長。

1番 明木一悦君。

高宮と湯治村があったわけですけど、高宮の方を例に挙げて質問させていただいたわけですけど、実際に第3セクターということで、基金についてもやはりそれだけのものを捻出できるような運営状況というものが必要だと考えられるようですね。その中で、やはり市がどこまでその基金をどんどんどん補填していくかということは、これからの厳しい財政の中に非常に問題になってくるか考えます。こういうこと、これが第3セクターということが根本にありまして、例えば、この第3セクターということで今回アグリフーズができましたけど、そこに対しての基金を積みまれていくのであれば、また財政負担ということが考えられるわけですね。第3セクターということで、そういうことがどんどんどん行われていくのであれば、やはり市民としてそのところについては、非常に第3セクターのあり方についてクレーム等も出てるのも事実なんですけど、そういうことに対してやはり今後、第3セクター、アグリフーズを含めて基金をつくっていくのかどのようにお考えか、そこをお尋ねします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑について、答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

田丸自治振興部長

アグリフーズのことにつきまして、お答えをしたいと思います。

アグリフーズにつきましては、基本協定書の方でいわゆるアグリフーズが、その運営の経費の中で自己回転をしていく。それができない場合につきましては、広島駅弁当がその運転資金を含めて手当をしてくれるという基本協定になっておりますので、市としてアグリフーズのそういった設備の更新のために、基金を積み立てるといったことはないと思っておりますので、ただ美土里町の神楽門前湯治村と高宮湯の森につきましては、総務部長も申し上げましたように入湯税ございま

すので、これは目的税ということでこのようなかたちで積み立てをさせていただいて、小規模、大規模等々の改修をリニューアルもしていかななくてはなりませんので、そういったところに今後、充当をさせていただこうというかたちになるだろうと思います。他の3セク、または公社等ございますけども、現在の段階で利益を持ってそういった大規模、小規模な改修に対応できる基金を積み立てていくという状況にはございませんけども、今後そういった施設するのは、どうしても老朽化されますので、そういった老朽化に対してどのように対応していくのかというのは、今後の大きな課題だろうというふうに認識をしています。

松 浦 議 長  
岡 田 議 員  
松 浦 議 長  
岡 田 議 員

いいですか。

議長。

18番 岡田正信君。

10ページの地方交付税が確定するだろうということで、1,918万7千円というのが入るとるわけですが、これまでもいろんな起債を起こして地方交付税を措置するということが、たびたびあるわけですが、これからもあるんですが、この1,918万7千円のうちにそういう地方交付税措置したのが含まれる。まず1点、お伺いします。

それから、22ページに関係しまして、22ページ、23ページに載るんですが、諸費の総務費で諸費という欄で防犯対策費、減額されとるわけですが、これ必要なから減額されてなかったって思うんですが、いまだにこの防犯灯関係は旧6町の関係ではアンバランスが生じておりますが、そこらをこの補正ではどうにもならないと思うんですが、これに対しましての基本的な考え方を示させていただいて、いつからどのようにするのかお尋ねするところでございます。

それから、その下にある地籍調査費の問題ですが、部長が説明しましたように仕事はかどらんかったから減額したという説明ですが、この問題は、当初予算を計上するときにも大変苦労されたようですが、この問題は、山のことで少々のことではできんと思うんですが、そこらの基本的な考え方を示していただきたいと思います。

以上です。

松 浦 議 長  
新川総務課長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

まず、総務部長 新川文雄君。

10ページの地方交付税の1,919万1千円の補正の内容につきましてご説明したいと思います。このたびの8月算定に一昨年の8月算定によりまして、基本的な交付税の額につきまして確定を得たわけでございます。こうした今回のこの交付税の調整分といいましようか、調整額といいましようか、需要額に対する調整率というものが一昨年度まで昨年度の実績でよりますと、国ベースで0.001636624という数字を交付基準額に対して国はかけてきております。この基準をなしにし、いろんな財源使途ということもあるわけですが、調整率

をなしの中で、全体の交付の基準を増額していただいたということでございます。当然、先ほどの議員ご指摘のようにいろんな角度の中で、交付金というのは全体的な枠の中で全体ベースとしては下ってきとりますけども、こうした基準額の復元措置によって、ある程度財源確保もみられるのではなかろうかと思っております。

それと防犯灯につきましては、総務課長の方からご説明させていただきたいと思っております。

それと、地籍調査の関係でございます。

確かにご指摘いただきますように、今年度の当初予算の中でもいろいろな一種の方法についてもご質疑ともいただいたところでございます。非常に認証未利用地につきましては、相合地域で丹比地域の930筆という大きな数字を見ております。年々、調査を実施いたしておったわけですが、やはり土地所有者との確認というところが、非常に問題が出ておると認識をいたしております。部外、町内におられる方ということにはいいわけですが、多少、もう他県におられるという状況もございますし、実質、山の地形等もわからない方もいらっしゃいますし、そういう状況の中で、現状における今まで、旧吉田町で調査をいたしておりましたものを、現在、国土調査の担当職員によりましてその境界杭と、結線ミスがないかということは今調査に入っております。

そのことができなかった理由として、そうした境界杭と結線のあまりにもひどいというのを職員の方が見つけまして、再調査をこのたびさしていただいております。非常にこの山の、確測というのは大変な作業になるかと思っておりますけども、できるだけ職員の対応の中で、財源をできるだけかけないという方法で、できるのではなかろうかと担当の方も一生懸命頑張ってくれている現在の状況でございます。

今年度も18年度につきましても、引き続いてそうした状況の中で、現状のある資料と、現地調査の地元の対応の方も、お願いをいたしております。そういう状況を見ながら、国土調査の事務の執行を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

高杉総務課長

総務課長 高杉和義君。

まず最初に、防犯灯の減額でございますが、美土里町におきまして防犯灯の管理業務を2業者に対して年間委託をして、それぞれ個別に球の取りかえ等がございましたら、それにも費用を出していったということで、年間の管理委託をやめにした。それが、不用になったというふうなことでの減額をさせていただいております。

それと、防犯灯の基本的な考え方でございますが、基本的には防犯灯につきましては、地域の方でその費用等を見ていただきたいというふうなことで、新年度から1年をかけまして、その地元の方に理解を



していただくようにしてまいりたいと考えております。

当然、国道、県道、市道につきましての道路照明につきましては、市の方で管理をさせていただいております。そして、施設につきましては、それぞれ施設の管理者等が管理していくものと考えておりますが、その防犯灯につきまして、それ以外の防犯灯につきましては、地元の方で負担をお願いしたいと、新年度から調整をしてみたいと、地元の方へ理解をお願いしたいと、そう考えております。

以上でございます。

松浦議長

答弁を終わります。

他に質疑ありませんか。

岡田議員

議長。

松浦議長

18番 岡田正信君。

岡田議員

交付税の件ではですね、難しい数字を言われたんですが、要は、今までの起債、うちが起こした借金をこの交付税措置ということがあるでしょ。その分は、わからんようになったんですか、基本的には。じゃが、その分が含まれるかと、こういうことをお尋ねしたんであります。

それから、地籍調査のことが当初予算の時に大変難しい話でしたから、深くはつっこみませんが、頑張ってもらわにゃいけないのですが、私はやり返したんがいいと思うんですね。この職員の方が頑張る言うても、よその山のことじゃけえ、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、その点をお伺いいたします。

松浦議長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

交付税の積算の中には、先ほどからご説明させていただきましても、今回の分は調整率に基づきまして、1,900万ばかりの数字を増額をさせていただいております。

ご指摘いただきます、今まで起債の発行を交付税措置ある起債につきましては、約6割以上の交付税措置というのは積算をされて、需要額の中に積算はされておるわけです。当然需用費対応の中でございませぬので、元利償還分の6割相当分につきましては、それは十分されておりますので、交付の基準の中には交付税相当分として算入はされておるとい状況でございます。

それともう1点、確かに地籍調査の関係でご指摘いただいておりますが、いろんな角度で今までの経過もあるわけでございますが、先ほどご指摘いただきました分も含み、そうした状況を踏まえながら、本年度もそれに近いことができるかということも、十分原課の方と協議しながら、地域の皆さんの協力ができるものであればですね、そういうことも対応と、中で検討をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

松浦議長 よろしいですか、岡田議員。  
次、質疑。

秋田議員 議長。

松浦議長 2番 秋田雅朝君。

秋田議員 1点ほどお願いいたします。

聞き間違えだったら失礼にあたりますけど、34ページの畜産振興費の説明の中で、負担金補助及び交付金ということで、強い農業づくりの交付金が減額という説明があったと思うんですが、この国県の交付金ですね、こういった交付金の減額、使われなかった分というのは、少し私にはもったいないという言い方はおかしいんですけども、ちょっとしっかりした使い方があったんじゃないかなとかたちがするもので、そこんとこのご説明をもう一度いただければと思います。

松浦議長 ただいまの質疑に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長 負担金の304万9千円でございますが、これは、総務部長の方のご説明をさせていただきましたが、いわゆる県の補助金でございます。この304万9千円の減については、向原町育雛鶏舎の整備事業に係ります県からの交付金を、事業実施を精査によります減額ということになりますので、補助基本に合わせた減額ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

松浦議長 引き続き、15番 山本三郎君。

山本議員 はい。民生費の中の、29ページですね、生活保護扶助費ですが、説明では約3千万減のあれですけど、支給者の対象の減が大きな要因と言われたんですが、このことは非常に景気が回復したと見込んでいいのか、ああやって弱者の方が少なくなったと言っとるようになっていいのか、安芸高田市として、住みよい市と申しますか、地域となっていくよる判断でいいのか、そこらをどのように捉えておられるのか、その要因をもうちょっと深く教えていただきたいんと、そして、対象者が何人くらいおおよそ減になっておるのか、そこらがわかれば参考にひとつ、お答え願いたいと思っております。

松浦議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 山本議員さんの質疑にお答えします。

29ページの生活保護の関係でございますけども、減額が2,934万3千円、上と合わせて3千円でございますけども、これは、当初生活保護につきましては、当初過去3年間ですね、3年くらいの実績をもとに、まず補助申請いうかたちで、国の方へ申請するわけです。そういうかたちの中で、それを今度、精査いたしまして、今回こういうかたちでの減額ということになるんですけども、入院とか、介護施設へ入所されたとか、そういうかたちの中で、生活扶助の基準単価がございます。いろいろと医療扶助とか、それこそ10種類以上くらい

の基準単価がございます。そうした中で精査させていただいたということでございます。部長の方から、対象者が減によりということでございますけれども、現在、18年の1月現在で、212世帯で362名の対象者がございます。17年の4月1日の段階で204世帯、347人で出発したわけでございますけれども、生保になったり、また、就労ができるかたち、収入があるようになって、いう移動がございますので、もろもろそうしたかたちでの精査をさせていただいたということで、ご理解をしていただけたらと思います。

松浦議長

よろしいですか。

引き続き、ありますか。

川角議員

議長。

松浦議長

6番 川角一郎君。

川角議員

2点についてお伺いをいたします。

まず、ページでは11ページになるわけですが、その中の使用料及び手数料というのがございます。その中で、3目の中で、1,722万5千円の補正が組まれております。これが全体の率から見ると、約8%にわたっての減額ということで、説明の中では、横田の診療所というふうな説明があったわけですが、これが当初考えられておった手数料とどのようなかたちで、これが減額になったのか、1つお聞かせをいただきたいと思います。

また、もう1点は15ページでございます。1番下の農林水産関係でございますが、ここで8,200万の減額がされております。その中の大きなものとして、中山間の関係で、2,600万円余りという減額がされております。

今年は、ごらんのように関係者も取り組んで、非常に推進をしていくというふうなことで、かなりそれを見込まれたというふうに思うんですが、それが予定どおりできなくて、このような数字になったのかどうか、その実績ですね、そこらから来ているのかということをお聞かせいただきたいということで、2点でございます。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい、すいません。衛生使用料の中の、1,722万5千円の減額でございますけれども、これは総務部長の方からございましたように、診療所の使用料ということで、美土里歯科診療所の診療報酬の減額に伴うものでございます。それで、美土里におきましては、歯科診の先生が期限がこられまして、先生が変わられたという状況がございます。そうしたことで、診療報酬の方も減になったんではないかと思うんですが、当初ですね、診療報酬としては2,500万くらいみておったんですが、実質、800万くらいの歳入ということで、今回、1,700万円を減額をさせていただいたということで、もともと歯科診については、診療報酬で全額市の方へ入れてもらって、それを診

療所の方へ全部出すかたちになっておりますけども、そういうかたちでの、美土里の歯科診については、一般財源の方も投入するようなかたちになっておりますので、今回そういう診療報酬の減額に伴いまして、使用料として減額をさせていただいたということでございます。

松浦議長

引き続き、質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

15ページの農林水産業県補助金の中の説明欄の、中山間地域直接支払事業の補助金の減額の、2,625万6千円でございますが、この中山間直接支払の交付金事業につきましては、第1期分が16年度で終了して、17年から新たに第2期分ということで始まっております。17年の当初予算の策定にあたりましては、先ほどご質問の中にもありましたが、6町の中で、緩傾斜や急傾斜をすべて対象として、第1期分で取り組みをしていなかったという地域がございます。そういった中で、第2期分につきましては、緩傾斜、急傾斜も含めてすべて対象として、事業申請をしていこうという方針をとりまして、当初予算を編成をしたものでございます。

おおせのように、緩傾斜を取り込んだ地域においては、当初予算の編成時におきましては、数字的な測量等の実績に基づいた数値をつかむことができおりません。現在の用地の面積に対する実施をしておりました2町の数値を参考にしながら、緩傾斜の面積の区域を決定したものでございます。そういったところで、実際に事務を進めていくなかで、最終的に協定数が197協定という実績が出たわけですが、その実績に伴いまして、今回補正減をさせていただいたということでございます。

ちなみに協定数は、先ほど申し上げましたように197協定でございますが、対象面積の方が、2,285ヘクタールとなっております。

以上でございます。

川角議員

議長。

松浦議長

6番 川角一郎君。

川角議員

ただいまの、先ほどの使用料の関係でございますが、答弁をいただいたのには、ちょっとはっきり読みとれない面があったんですが、あくまで、これの使用料の算出については、診療報酬、これがもとになって、使用料が決まるというような、今説明されたと思うんですが、他にも診療所があると思うんですが、そのようなかたちで全部が診療報酬をもとにして、使用料をいうのは計算ができて、ですから、その報酬がその年その年で、いろいろあると思うわけですが、そこらによって、その使用料が非常に変わってくるという要素があるんだということに理解していいのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

ここの使用料という言葉になってございますけども、他にも診療所

がございますよね。それで、そこそこの診療所の診療報酬、報酬ございますね、医療された場合。その報酬全部市の方へ入れていただいて、それからまた歳出の方で診療所の方へださせていただくというかたちになってございますので、ちょうど美土里歯科診については、先生がかわられたから減ったという意味じゃないんですけど、ちょっと去年の5月、6月頃で先生がかわられる、期限がこられたんで、次の方に来ていただくというかたちがございましたり、そういうかたちでの診療報酬の金額が予定をしております予算より減っておりますので、このたび、減額をさせていただいたということでご理解をしていただきたいと思ひます。

松 浦 議 長  
渡 辺 議 員  
松 浦 議 長  
渡 辺 議 員

よろしいですか。

議長。

19番 渡辺義則君。

1点だけ、お尋ねしたいと思ひます。

35ページ、款6、2項の林業費について、それぞれ減額になっておるわけですが、国県の支出金が2億2千万ばかり減になっておるんですが、補正減は3千万ということなんですが、大枠、3千万ということなんですが、この原因について、国県の支出金が減になったのが先か、あるいは事業の実施ができなくて減になったのか、その辺をお尋ねしてみたいと思ひます。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

35ページの林業費の関係の補正減の状況でございます。

まず最初に、造林事業費でございますが、これは主には分収林と、流域公益保全整備事業の方の減額でございます。事業実施計画で当初県の方へも提出しておるわけですが、できるだけ市の方としても事業実施していきたいということで、事業量の方も多めにさせていただいております。この減額につきましては、補助事業の確定による減と、ご理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、林道整備事業でございますが、現在、1路線の事業実施しておりますが、これも補助事業枠の確定による減でございます。それから、5目の治山事業でございますが、この小規模崩壊地の復旧事業につきましては、かなり多くの要望が出てきております。できるだけの事業実施をしていきたいということで、十数地区の要望を毎年しておるわけですが、ご承知のように単県事業も年々縮小というような状況でございます。そういった中で、割り当てをいただいた事業枠を今回補正減をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

よろしいですか。

引き続き、他に質疑ありますか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長  
熊 高 議 員

10番 熊高昌三君。

3点余り、ページに沿ってご説明させていただきますが、まず1点は、21ページの3目財政管理費の中で入札工事検査管理費というのが、100万余り減額になっておりますが、この内容についても少し詳しくお聞かせ願いたいというところが1点。

それから、36ページの観光費の中に郡山公園の防犯灯というような設置、20万ほど使う予定だということですが、先ほど防犯灯についても岡田議員の方からもありましたが、総務委員会の方でもいろいろと調整をしておりますが、そこらとの関連性を含めてどういう整理をされていくのか。新年度でそういった整理をするという課長の答弁もありましたが、一年間かけてということですが、それはかなり以前からの課題であったわけですから、1年かけてやるという余裕はないというふうに思うんですが、新年度の予算の中でそういった話があると思うんですが、そこらの関連も含めて、この防犯灯というものがどういう位置づけにされておるのかお聞きしたいというふうに思います。

3点目は、次の37ページの土木費の道路維持費2目ですが、これが補正がないということですが、この時期にあって補正がこれだけの大きな額で、しかも維持管理費という非常に変動性の高いものじゃないかなということから、変更がないということが不思議に思っておりますが、というのが維持管理というのが、市民に直接密着した部分も多いのでいろいろ意見も寄せていただいておりますが、昨年、秋くらいからの要望というのをきちっと把握はしてあるが、してもらっていないというのもあるようですが、そこらも含めて、ここらとの関連があるのかないのかお伺いしたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

まず、21ページの財産管理費の項目でございます。

105万7千円の減額でございます。この関係につきましては、予算現額につきましては、709万3千円の予算現額を持たせていただいておりますが、電子入札に伴いますシステム、またセットアップの事業の業務の委託、また、入札関係の情報使用料等もですね、導入をさせていただきます。当然電子入札システムに伴います加入負担金につきましても加入をさせていただきます、全体的には当初709万3千円の中で持たせていただいとったわけでございますが、603万6千円の中で、この県が現在実施しております電子入札制度に準じて、安芸高田としてもそうした事務の準備を、本年度実施させていただいております。まだ、この利用ということについても市内のエリアの中の企業の皆さんの中には、完全なシステムが構築できてないという状況もあるわけですが、県等がこうしたシステムの導入ということに伴います、市からもこうした市内の業者の皆さん

に対しての研修を深めていただくということで、この電子入札に伴いますシステム導入については、研修も深めていただいておりますという状況でございます。こうした状況の中で、安芸高田としてのセットアップも、完了も、現在しておるとい状況でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

36ページの観光費の中の、郡山公園の20万円の防犯灯修理でございます。

防犯灯の扱いにつきましては、先ほど総務部長の方から申し上げましたが、今回ここに計上させていただいておりますのは、郡山公園施設内の防犯灯ということでございます。施設内の防犯灯ということでございますので、施設の管理をしております商工観光課の方で、維持管理を行っております。そういった意味で、今回防犯灯の修理を計上させていただきました。状況は、1基でございますが、支柱が老朽化をいたしております。そういったところで、倒壊等の危険も出てきている状況でございますので、今回修繕を計上させていただきました。

以上でございます。

松 浦 議 長

続いて、答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

37ページですけれども、維持管理費の関係でございますが、基本的に維持につきましては、市道と県道移譲分がございます。

一般的な話でさせていただきますと、それぞれ緊急対応ということで市道につきましては、舗装のパッチング等、また県道につきましては、それぞれの旧町においての路線委託というような事業の発注をさせていただいております。それぞれ予算等の管理は、建設部の担当課の方でやっておりますが、実施にあたりましては、各支所の方で現状をよく周知をしていただいとるということで、そことの連携を下に随時状況を把握しながら、執行をさせていただいての現状でございます。

その中でご質問のように、地元の方からの要望についてまだ十分現場対応ができていないじゃないか、というようなご意見もいただいておりますので、現在それにつきましては、支所と連携を持ちながら年度内に対応できるよう、指示、指導をしていただいとることでございます。

また、全体的な予算につきましては、昨日専決処分をいただきました除雪費等、いろいろ維持管理係わる費用がございまして、そういう中での調整をしながらやらせていただいております。現在あります予算の中で、当面の対応ということで、年度変わりましたらまた新年度という状況のなかで、今回650万の予算の財源の振りかえだけということで、予算措置をさせていただいたのが現状でございます。

以上でございます。

松 浦 議 長  
熊 高 議 員  
松 浦 議 長  
熊 高 議 員

よろしいですか。

議長。

10番 熊高昌三君。

それぞれお答えいただきましたが、入札関係の分につきましては、システムを設定をしたパソコンの費用が安くついたということですが、今、国の方は、品質管理法というのでも昨年動き始めましたし、入札にかかわっては、総合評価制度とか、そういったかなり制度自体が変わってきておるんですね。そういう中で、県の方向に従ってこういうシステムを構築されたということでしょうが、システムができたもとのシステムを動かす職員の管理体制というんですかね、そういったものが、やはり今後かなり要求されてくるんかなというような気がしますんで、そこらは特にそういった関係部署との連携というのが必要でしょうから、システムがしっかり動くような国、県のシステム制度と、遅れをとらないような動きというのが、やはり市としても大事なかなという気がしますんで、その辺は、システム構築とともにしっかり連携をとっていただきたいということを要望して、その辺の考えを再度お伺いしたいと思います。

それから、防犯灯は市が管理をするとこの防犯灯の老朽化に対して、ということですが、非常に郡山公園有名で、資源的にも大切な場所なんですね。そういったものからすると、後手後手にそういった管理をするのがいいのか、環境整備を含めて、しっかりとした方向性を持った整備が必要なんかな、そこら辺の議論までなろうと思うんで、それ以上のことはこの場では言いませんけども、そういったことの修理費も計上されているのかどうかということもお伺いしておきたいと思います。

最後に、建設部長の方のお答え、支所としっかり連携をとってということですが、そこができてないから、少し遠回りにお話ししたんですが、いろんなことがまだまだ十分じゃないということになっておろうと思うんですね。先ほどの入札制度ということとも関連してこようと思うんですが、そこらを支所の現場サイドの意見も聞きながら、やはり、建設部自体がどういう動きをするかというのが非常に今要求されておるんかなという気がしますので、そこらの体制を含めて年度末にかかっておりますので、しっかりとした指導体制も含めて、連携をとっていただきたいというふうに思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

電子入札関係のセットアップ等の施設整備、ある程度県の準じたかたちの中で、現在とらせていただいております。ご指摘いただきますように施設は整備しても、それを利用、また使用しようというのが一番大きな問題だろうと思いますし、先ほどもちょっとご説明いたしましたように、やはり業者の方の問題も多少にあるんじやな



かろうかという思いがしております。

現在、合併後初めての試みの入札制度の改革というの、県の方から来ていただきました古川さんの方から、2年間の中からある程度整備をしていただいたとでございます。

今後におきましては、こういう今までのそうした総合的な取りまとめを関係課との連携の中で、より一層充実していくという方法の中で取り組みをさせていただきたいと思っております。

いろいろ各関係課との職員の研修といいましても、技術センターとの連携を深めさせていただいておりますし、情報化に見合う体制の中を十分とらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

ご指摘をいただいたように、郡山公園につきましては、歴史的にも市の大きな財産でございます。そういった中で、全体的な郡山公園の将来的な整備を念頭に置いた、今回の補正の内容になっておるかということでございます。そういった我々も視点で、郡山公園の維持補修、維持管理を常々させていただいてきております。砂防等の整備もされておりますし、将来的にもこの郡山公園につきましては、大きな市の財産として今後も管理をしていかなければならないというふうに思っております。そういった視点で今回の20万円ということの補正を計上させていただきました。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

建設部長 金岡建設部長。

金岡建設部長

失礼をいたします。

ただいまのご質問をいただきまして、ご指摘のとおり、非常に連携等、もう少しうまく密にやるようにというご指摘でございます。ちょうど17年度から県道の維持というのが入ってきておまして、少しそこらの調整、まだ必要と感じておりますので、部内に持ち帰りまして、支所との連携を深めるべく協議をしたいと思っております。

以上でございます。

松浦議長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

入本議員

議長。

松浦議長

14番 入本和男君。

入本議員

1点ほど、地場産業育成のため、ちょっと伺うんですが、補正予算の説明資料7, 8ページのところにですね、工事請負費がよく1億2千万の減額、こりゃ、工事してない分もあるから言うんですが、備品の購入等、地場産業の時ですね、入札の残が出るということは、予定価格は非常に甘いから、これだけの入札残が出るのか。そこらが私もよくわからないんですが、大体今地場産業で入札されて、落札率は予

松浦議長 定額の何%ぐらいでいっておるのか、その点を伺うものでございます。  
 ただいまの質疑に、答弁を求めます。  
 総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 現在ご指摘いただきました入札率の関係につきましては、手持ちに資料がございませんので、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

松浦議長 よろしいですか、後ほどということで。  
 入本議員 資料いただければ、大体わかるもので、説明ができればそれで結構でございます。

松浦議長 他に質疑ありませんか。  
 [質疑なし]

松浦議長 これをもって質疑を終結いたします。  
 お諮りします。  
 本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。  
 これに、ご異議ありませんか。  
 [異議なし]

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
 これより討論に入ります。  
 討論はありませんか。  
 [討論なし]

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
 お諮りします。  
 これより議案第41号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)の件を、起立により採決いたします。  
 本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [起立多数]

松浦議長 起立多数であります。  
 よって本案は、原案のとおり可決をされました。  
 お諮りします。  
 この際、昼食休憩を、13時15分まで休憩とします。  
 再開は1時15分から、再開します。

~~~~~  
 午後 0時17分 休憩
 午後 1時15分 再開
 ~~~~~

日程第3 議案第42号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

松浦議長 それでは、定刻になりましたので、再開をいたします。  
 日程第3、議案第42号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。  
 この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第42号、議案名、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別開会補正予算でございます。第4号でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,477万9千円を追加し、予算の総額を36億7,580万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、療養給付費等交付金341万9千円、共同事業交付金2,526万6千円、繰越金8,602万8千円をそれぞれ追加し、国庫支出金6,941万6千円、県支出金51万8千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費350万円、老人保健拠出金257万7千円、基金積立金4,215万円をそれぞれ追加し、総務費138万3千円、共同事業拠出金206万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上よろしくご審議のうえ、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

それでは、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして要点のご説明を申し上げます。

本案は、歳入における療養給付費等負担金に係ります老人保健拠出金、介護納付金の確定による減額及び共同事業交付金の増額と、平成16年度の繰越金の確定によるものが主なものでございます。歳出につきましては、精査によるものでございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の要点をご説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金の、目2の療養給付費等負担金でございますが、節の現年度分6,889万8千円の減額でございますが、平成17年度の療養給付費負担金のうち、老人保健拠出金及び介護納付金分の精査によるものでございます。説明でございますように、老人拠出金として5,186万3千円の減、介護納付金分といたしまして、1,703万5千円の減額でございます。次に目3の高額医療費共同事業負担金でございますが、1節の現年度分、51万8千円の減額でございます。これが、高額医療費共同事業負担金の精査によるものでございます。次に、款4の県支出金、項1県負担金、目1の高額療養費共同事業負担金の現年度分として、51万8千円の減額でございますが、これも精査による県の負担金分でございます。次に、款5療養給付費等交付金でございますが、目1療養給付費等交付金、現

年度分として、341万9千円の追加でございますが、これは退職被保険者等の高額療養費に係るもので800万円の追加、それと退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金の308万2千円、それから、退職被保険者に係ります介護納付金分、149万9千円それぞれの減額でございます。

次のページの款7の共同事業交付金、項1の高額医療費共同事業交付金の目1高額医療費共同事業交付金でございますが、1節で2,526万6千円の追加でございますが、これは、高額医療費に係ります共同事業医療費交付金でございます。それから次の款10の繰越金でございますが、1節のその他繰越金といたしまして、これは平成16年度確定いたしましたので、それを補正をさせていただくものでございます。

続いて、8ページをお開き下さいませ。続いて、歳出の要点でございますが、款1の総務費、項1の総務管理費の一般管理費でございますが、7の賃金29万6千円。これは、精査による減額でございます。それから、目2の連合会負担金の19節の負担金補助及び交付金の8万7千円は、国保連合会負担金で精査による減額でございます。次の項2徴税費、目2の納税奨励費、8節の報償費100万円は、精査による減額でございます。次の款2の保険給付費の項2の高額療養費、目2の退職被保険者等高額療養費の19節の800万円の追加でございますが、これは、退職被保険者等高額療養費でございます。それから、次のページの項4の出産育児諸費の出産育児一時金でございますが、450万円の減額につきましては、見込みを立てまして、15件分を減額をさせていただいております。それから、次の款3の老人保健拠出金でございますが、1目の老人保健医療費拠出金といたしまして、257万7千円の追加でございますが、これも精査による拠出金でございます。それから、款4の介護納付金でございますが、これにつきましては、財源内訳の変更でございます。

次のページで、款5の共同事業拠出金で、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金の負担金206万5千円の減額でございますが、これも精査による拠出金でございます。それから、款7の基金積立金で、1目の財政調整基金積立金といたしまして4,215万円、財政調整基金への積み立てを追加するものでございます。

以上でございます。

松浦議長

これで、要点の説明を終わります。

これより質疑にあります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
これより議案第42号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別  
会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別
会計補正予算(第3号)

松浦議長 日程第4、議案第43号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会
計補正予算(第3号)の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第43号、議案名が、平成17年度安芸高田市介護保険特別会
計補正予算(第3号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4,
670万円を減額し、予算の総額を31億2,213万円とするもの
でございます。

歳入につきましては保険料1,058万円、国庫支出金920万円、
支払基金交付金1,472万円、県支出金575万円、繰入金645
万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総
務費70万円、保険給付費4,600万円をそれぞれ減額するもので
ございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 それでは、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第
3号)についての、要点のご説明を申し上げます。この案件につきま
しても、執行見込みを精査しまして、補正予算を提案させていただきました。

まず、6ページをお開きくださいませ。

款1保険料、項1の介護保険料、目1の第1号被保険者保険料でございますが、1の現年度分特別徴収保険料の方が647万5千円、それから2節の現年度分普通徴収保険料といたしまして、410万5千円の減額で、計1,058万円で減額でございます。これは、平成17年度の介護保険料賦課の状況に伴います、歳入減するものでございます。次に款3の国庫支出金、項1の国庫負担金、目1の介護給付費負担金でございますが、920万円の減額するものでございます。これは、介護給付費の減額見込によります、歳入の減額をいたすものでございます。

次に、款4の支払基金交付金、項1支払基金交付金で1目の介護給付費交付金でございますが、1,472万円減額するものでございます。内訳といたしましては、介護給付費の減額見込によります歳入の減額をいたすものでございます。

7ページでございますが、次に款5の県支出金、県負担金の、目1の介護給付費負担金でございますが、575万円の減額補正するものでございます。これもやはり、介護給付費の減額見込によりまして、減額をするものでございます。次に、款8の繰入金、項2の一般会計からの繰入金でございますが、1目の介護給付費繰入金、575万円の減額でございます。これもやはり、介護給付費の減額見込によるものでございます。同じく目2の事務費繰入金でございますが、これも70万減額させていただくものでございまして、介護認定審査会に係ります予算減額によるものでございます。

次のページをお願いします。

款1総務費、項3介護認定審査会費で、目1の介護認定審査会費でございますが、700万円減額し、661万7千円とするものでございます。主なものは、節1の認定審査会委員報酬の減額でございます。これは、認定審査会の開催回数等、議員さんの欠席等もございまして、それを精査いたしたのものによる減額でございます。それから次に、目2の認定調査費でございますが、これにつきましては、節内において予算の減額増額をさしていただいとるものでございます。それで、主なものといたしましては、需用費を減額いたしまして、医師の意見書料等の委託料を増額させていただいております。次に、款2の保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、これは要介護1から要介護5と認定された方に対する介護給付に要する費用でございますが、目3の施設介護サービス給付費でございますが、3千万円の減額補正をお願いしとるものでございます。これは、昨年10月制度改正によりまして、施設介護サービス費の給付費見込みを減額するものでございます。それから、目6の居宅介護住宅改修費でございますが、800万円の減額補正をお願いをしとります。これは、住宅改修に係る給付費の見込みを減額するものでございます。

次に9ページでございますが、項2の支援サービス等給付費でござ

います。これは、要支援と認定された方に対する介護給付に要する経費でございますが、目1の居宅支援サービス給付費でございますが、300万円減額させていただいております。これは、ホームヘルプサービスやデイサービスなど、居宅支援に係る給付費の見込みを減額するものでございます。次に、項の5で特定入所者介護サービス等費で、1目の特定入所者介護サービス費でございますが、500万円減額補正をお願いしております。これは、低所得者の方に対しまして、施設利用、また、ショートステイ利用をされたとき、居住費や食費の負担が高額にならないよう軽減するものでございませぬが、当初の給付見込みより認定対象者が少ない状況でございましたので、給付費の見込みを減額させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員

議長。

松浦議長

1番 明木一悦君。

明木議員

説明資料の8ページなんですけど、介護認定審査会費というところで、参考までにお伺ひしたいんですけど、委員の欠席等による減額ということだったんですけど、委員さんがどのような理由で欠席されているのかということをお伺ひしたいのと、それがどのくらいあったのかということです。お伺ひします。

松浦議長

ただいまの質疑の答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

報酬にいたしまして、今の介護認定審査会の委員さんには、1回あたり1万4千円報酬ださせていただいております。それで、月に2回で4合議体といいまして、4グループに分かれていただいとるんですけど、全部で積算的には40名分あると思うんですけど、欠席63万円を1万4千円で、45人分が減額に。理由といたしますか、やはり全員がそろっていただくのが一番いいんですけど、どうしても先生の都合によりまして、欠席等がございませぬ。いうかたちで、この2月までの回数を見込みまして、63万円ほど減額をさせていただきました。ということでございませぬ。

松浦議長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

青原議員

議長。

松浦議長

11番 青原敏治君。

青原議員

ちょっと、今関連しておるかと思うんですけど、審査するにあたってですね、審査員の方が病院の方もおられるんでしょうが、手心を加えて4のところを5にするとかというようなことをちらっと噂に聞いとるんですけど、そのようなことがあるかないか。

まあ、厳正にやられとると思うんですが、そういう噂を聞くということは火のないところに煙はたたんということで、実際にそういうのが調査できるかどうか。もしあった時には、どのような対応をするのかということをお聞きしたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

今まで、的確に公平に、厳正にされております。

以上です。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

明 木 議 員

先ほどの件なんですけど、先生の都合ということなんですけど、これはやはり、介護認定を受ける上で同僚議員の質問にも係わると思うんですけど、45人分の欠席があってですね、本当に確実な認定ができていないのかどうかというのが、反対に不安になるところなんですけど、やはり都合が悪いようであれば調整するなりなんなりして、何とか、やはり、市長の方から委嘱されてるわけですから、その辺しっかりした体制をしていくことが大切だと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

本当に、都合で欠席をされる委員さんもいらっしゃるんですけど、そこらは十分に理解をしていただきながら、そういうかたちで対応をとっていきたいと思っております。

厳正に審査をしていただくという観点から、先生方にはそれぞれそういう認識を持っていただいて、やっていただいておりますけども、どうしても都合で出席できないということもございしますが、それは、その合議体の中でひとつのグループでございまして、合議体の中できちとしたかたちで対応をしていかれるものと思っております。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

9番 松村ユキミさん。

松 村 議 員

8ページの款2の保険給付費なんですけど、3目の3千万円の減でございますよね。それは、部長の説明にありましたように、17年10月、昨年10月、居宅費とか食事費の自己負担ということで3千万円。また、かと思うんですが、9ページにもございますように、特定入所者介護サービスは500万。これは、居宅費と食事代で500万の減というふうに伺ったんですが、これは、同じ去年の法の改正によっての内容的には同じようなシステムで、そういう3千万と500万の減と理解すればいいんか、ちょっとお伺いします。

松 浦 議 長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

福祉保健部長 福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

施設介護サービス給付費の方の減額ですね。制度改正によりまして、

そういうことでの利用サービスの見込みですね。そこらが制度改正によりまして、それだけの減額をさせていただくということと、後ろのところの特定入所介護サービスの方は対象者が、当初6,600万円見込みをさせていただいたんですが、実際に認定をされた方は、人数は増えておるんですけども、2月の24日現在で、それだけ利用する対象者が少なかったということで、減額をさしてもらおうということです。

認定はあるんですけど、実質それを使っておられる方が少なくてそれを減額になるということです。

松浦議長

他にございませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。お諮りします。

これより議案第43号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

松浦議長

日程第5、議案第44号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第44号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,251万円を減額し、予算の総額を4億1,668万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金5,038万8千円を追加し、分担金

及び負担金1,095万円、使用料及び手数料194万8千円、県支出金150万円、市債6,850万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費が320万円、施設費2,838万円、公債費93万円をそれぞれ減額するものでございます。次に、繰越明許費の変更であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、8,900万円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、8,720万円と定めるものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

失礼をいたします。議案第44号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算、第4号について要点の説明を行います。歳入の方からご説明させていただきますので、8ページをお願いします。

1款分担金及び負担金、1項分担金でございますが、当初見込んでおりました工事の遅れに伴い、供用開始が遅れた関係で加入者負担金、1,095万円減額をさせていただいております。2款使用料及び手数料の下水道使用料につきましても、精算見込み等に伴いまして、194万8千円を減額させていただいております。4款県支出金、1項県補助金ですが、事業の清算見込みに伴い、150万円の減額をさせていただいております。5款繰入金、1項他会計の繰入金でございますが、一般会計でも話がございましたように、一部過疎債の振りかえがございましたので、5,038万8千円を追加させていただいております。8款市債では、これも下水道債から一部過疎債に振りかえがあったことに伴い、7,140万円を減額し、資本費平準化債としましては、290万円がさせていただき、合わせて6,850万円の減額をさせていただいております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款総務費の総務管理費では、事業の清算見込によりまして、下水道加入補助金320万円を減額。2款施設費、1項施設管理費では、役務費や業務管理委託料など458万円など減額。2項の施設建設費では、工事請負費など2,380万円を減額。3款公債費では、利子93万円を減額していただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございますが、国道等の埋設のための国道管理者等と占用協議、あるいは、水道管移設等の調整のために不測の日数を用意したため、補正前の額に4,900万円を追加し、補正後の限度額を8,900万円とさせていただきたいとするものでございます。

5 ページをお願いします。第3表、地方債補正でございますが、起債の限度額を補正前の額を限度額から2,850万円減額し、補正後の限度額を8,720万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

11番 青原敏治君。

青 原 議 員

8ページの分担金なんですが、当初見込みが1,500万余り、実際には411万6千円ですか、しかなかったと。

ここの原因について、少しお聞かせ願えればと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

ただいまのご質問に、お答えさせていただきます。

いわゆる管路工事等で当初予定をしておりました区間の工事が、水道管移設などで遅れたため、いわゆる供用開始区間の工事ができなかったという原因が主なものでございます。当初59戸見込んでおりましたが、最終的に22戸ということで、当初見込みがちょっと多かったというのがひとつの原因です。

以上でございます。

松 浦 議 長

他にありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第44号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第6 議案第45号 平成17年度安芸高田市特定環境保全

公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

松浦議長

日程第6、議案第45号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第45号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,923万8千円を減額し、予算の総額を9億8,398万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1億4,360万2千円を追加し、分担金及び負担金663万円、国庫支出金191万円、市債1億7,430万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、施設費3,826万8千円、公債費97万円をそれぞれ減額するものでございます。次に、繰越明許費の追加及び変更でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2億100万円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、2億730万円と定めるものであります。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

議案第45号の要点のご説明を行います。歳入からご説明させていただきますので、8ページをお願いします。

1款分担金及び負担金、1項分担金でございますが、これも、先ほど公共下水で申し上げましたのと同じような内容で、一部供用開始ができなかったことに伴いまして、663万円の減額をさせていただいております。戸数としましては、30戸程度でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金でございますが、事業の精算見込により191万円を減額しております。6款繰入金の一般会計繰入金でございますが、下水道債から一部過疎債などへの借り換えなどに伴いまして、1億4,360万2千円を追加させていただいております。9款市債でございますが、同様の理由に伴いまして1億7,940万円の減額をさせていただいております。資本費平準化債としましては、510万円を追加しており、合わせまして1億7,430万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

2款施設費の1項施設管理費でございますが、甲田処理区、向原処理区での精算見込により需用費など149万8千円を減額し、2項施

設建設費では、八千代町、甲田町、向原町にあります各処理区の設計業務、工事請負費、水道管移設に伴う補償費など、事業精算見込によりまして3,677万円を減額させていただいております。次に、3款公債費でございますが、元金では財源の振りかえを、利子では97万円の減額をさせていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思えます。

4ページの第2表繰越明許費の補正でございますが、八千代処理区につきましては、建設処理場におきまして、湧水がかなり出たということで、その処理に時間を要したということと、管路整備におきまして、岩の露出や水道管及び農業水路管等の地下埋設物の調査にかなりの日数を要したため、翌年度への繰り越し限度額といたしまして、1億100万円を追加計上させていただきたいとするものでございます。また、甲田処理区におきましては、既に繰り越し予算として、6千万円を計上させていただいておりますが、この地区より他の工区におきまして、管路整備に地元との調整等行いましたが、それに時間を要したため、4千万円を追加させていただき、補正後の限度額を1億円とさせていただきたいとするものでございます。合わせまして、2億100万円ということをお願いをするものでございます。

5ページの第3表、地方債の補正でございますが、起債の借換えなどにより、補正前の額から1億7,430万円を減額し、補正後の限度額を2億730万円とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 以上で、要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕
松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕
松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第45号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第46号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

松浦議長

日程第7、議案第46号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第46号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、837万1千円を追加し、予算の総額を10億8,225万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1億2,757万1千円を追加し、分担金及び負担金270万円、市債1億1,650万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、施設費852万1千円を追加し、公債費15万円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の変更でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、1億5,270万円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1億7,790万円と定めるものでございます。

よろしく審議をいただきたいと思っております。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

失礼をいたします。議案第46号の要点のご説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金でございますが、精算見込みにより加入者負担金を270万減額させていただいております。5款繰入金の一般会計からの繰入金ですが、これも下水道債から一部過疎債借りかえ等に伴いまして、1億2,757万1千円を追加させていただいております。8款市債では、起債の借りかえ等によりまして1億1,910万円の減額、また資本費平準化債としましては、260万を追加させていただきまして、合わせて1億1,650万円の減額とさせていただいております。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

2款施設費、1項施設管理費でございますが、各6処理区の精算見込みに伴いまして、光熱水費や汚泥処理処分手数料、保守点検委託料等におきまして189万円の減額させていただいております。2項施設建設費では、吉田処理区におきまして事業精算見込みに伴いまして、変更設計業務委託料や工事請負費の追加、あるいは水道施設の移転補償費の減額など、合わせまして1,268万2千円を追加させていただいております。向原処理区では、同じく精算見込みに伴いまして、業務委託や事務機器料など合わせまして、227万1千円を減額させていただいております。

10ページをお願いいたします。10ページの3款公課費の、1項公債費でございますが、元金につきましては予算の組みかえでございます。利子につきましては、15万円の減額をさせていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。4ページの第2表繰越明許費でございますが、入江地区農業集落排水事業につきましては、既存の限度額として2億127万9千円を計上をさせておりましたが、工事の一部を平成18年度で発注するよう見込んでおりましたが、設計等の準備が整い、年度内の工事発注が可能になりましたことから、それらの前渡金等にあたりませんが、それにつきまして、限度額の減額をお願いするものでありまして、補正前の額から4,857万9千円減額し、補正後の限度額を1億5,270万円とさせていただきたいとするものでございます。

5ページの第3表地方債補正でございますが、起債の借りかえなどによりまして、補正前の額から1億1,650万円を減額し、補正後の限度額を1億7,790万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。  
これより議案第46号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第47号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)

松浦議長 日程第8、議案第47号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第47号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億55万円を減額し、予算の総額を2億3,641万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、財産収入1千円、繰入金4,429万3千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金1,650万円、使用料及び手数料660万3千円、国庫支出金3,294万1千円、市債8,880万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費1千円を追加し、施設費1億12万1千円、公債費43万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、3,290万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第47号の要点のご説明をさせていただきます。8ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、当初見込んでおりました、加入戸数200戸は、125戸程度に減少したということに伴いまして、加入者分担金1,650万円の減額、2款の使用料及び手数料の浄化槽使用料も660万3千円の減額、国庫補助金におきましても、3,294万1千円のそれぞれ減額をさせていただいております。4款財産収入では、利子及び配当金で1千円追加、5款繰入金、一般会計繰入金と

しましては、事業の清算、あるいは過疎債等の借りかえに伴いまして、4,429万3千円を追加させていただいております。8款、市債におきましても事業の精算見込みと起債の借りかえ等に伴いまして、8,880万円の減額をさせていただいております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費の総務管理費では1千円を追加、2款施設費の1項施設管理費では、修繕費の減額、あるいは清掃委託料の追加等合わせまして150万円を減額させていただいております。2項施設建設費では、当初全体総数を先ほど申しました200基と見込んでおりましたが、125基の見込みとなりましたので、それぞれ各処理区において減額をさせていただいております。吉田処理区では695万7千円の減額、八千代処理区では2,753万2千円の減額、美土里処理区では1,795万5千円の減額、高宮処理区では2,201万1千円の減額、甲田処理区では2,314万円減額、向原処理区では102万6千円の減額で、合わせて9,862万1千円の減額をさせていただいております。

特に、戸数が減った要因としましては、それぞれ支所等を通じて、啓発等も行ったところでございますが、内装等費用、あるいは水源確保の問題なども伴いまして、十分普及ができていないという状況がございますので、新年度におきましては、今年度よりもう少し普及に力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

11ページの3款公課費で、利子につきまして、43万円の減額をさせていただいております。

それから、4ページの第2表、地方債補正でございますが、起債の借りかえ等によりまして、補正前の額から8,880万円を減額し、補正後の限度額を3,290万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第47号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第48号 平成17年度安芸高田市コミュニティ  
・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第9、議案第48号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第48号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ374万円を減額し、予算の総額を6,018万1千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金886万円を追加し、市債1,260万円を減額するものでございます。歳出につきましては、施設費283万円、公債費91万円をそれぞれ減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1,840万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思っております。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第48号の要点の説明をさせていただきます。  
8ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、2款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金といたしましては、事業の精算あるいは、過疎債への借りがえに伴いまして、886万円を追加させていただいております。5款市債におきましても、同様の状況で1,260万円を減額させていただいております。

次に歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

2款施設費、2項の施設建設費では、事業の精算見込みに伴いまし

て、工事請負費など合わせまして283万円を減額させていただいております。3款の公債費では、利子で91万円の減額をさせていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございますが、事業の精算見込み並びに起債の借りかえ等に伴い、補正前の額から1,260万円を減額し、補正後の限度額を1,840万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松浦議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番 金行哲昭君。

金行議員 この分は、コミュニティ・プラント、工事は100%終わっておると私は思っているんですが、道路の問題等はございますが、これは供用開始は4月1日で、試運転はいつされるのか、今されているのか、1点。

松浦議長 ただいまの質問に、答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

工事の方は終わりました、現在試運転等を行っており、4月1日の供用開始に向けて準備をさせていただいております。

金行議員 議長。

松浦議長 12番 金行哲昭君。

金行議員 ちょっと素人で。試運転は、物は、その汚物いうんですかね、あれは入っておるん。ただ機械だけのあれですか。それを1点。

松浦議長 ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 今私が聞いておるんでは、そういう等の中の、嫌気等についても準備をしておるといふふうに聞いておりますので。

松浦議長 他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより議案第48号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第2号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第49号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

松浦議長 日程第10、議案第49号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第49号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億83万円を減額し、予算の総額を10億957万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料545万1千円、繰入金1億3,053万4千円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金71万5千円、諸収入1,500万円、市債2億2,110万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費62万2千円、施設費9,881万8千円、公債費139万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、3,336万8千円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1億7,020万円と定めるものであります。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第49号の要点のご説明をさせていただきます。8ページをお願いします。

歳入でございますが、1款分担金負担金、1項分担金でございますが、精算見込みにより、175万6千円を減額させていただいております。2項負担金につきましては、吉田給水区の消火栓新設工事や、八千代給水区の県の砂防河川工事に伴います水道管移設について、その工事負担金として、104万1千円を計上させていただいております。2款使用料及び手数料では、精算見込みにより使用料におきまして、508万3千円を追加し、2項手数料では、検査手数料等35万2千円を減額しております。6款繰入金、1項他会計繰入金の一般会計からの繰入金につきましては、精算見込み及び簡易水道債から、一部過疎債への借りがえ等によりまして、1億3,053万4千円を追加させていただいております。8款諸収入、2項雑入の減額1,500万円でございますが、八千代給水区におきまして、当初下水道工事により水道移転補償を見込んでおりましたが、ルート変更等もございまして、移転が、補償物件がなくなったということで減額をさせていただいております。9款の市債でございますが、起債の借りがえ等に伴いまして、2億2,110万円を減額させていただいております。

次に、11ページでございますが、歳出の方、お願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、事務費や各給水区の精算見込みに伴いまして、62万2千円の減額をしております。2款施設費の1項施設管理費では、それぞれの給水見込みによりまして、管理運営費におきましては、水質検査等委託料193万2千円の減額。吉田、八千代、美土里、甲田、向原の各給水区の施設管理費につきましても、精算見込みによりまして、合わせて315万2千円を減額させていただいております。2項の施設建設費でございますが、吉田給水区におきまして、中馬の調整地の施設工事を行う予定としておりました用地につきまして、山林部ということで地籍の境界確定がなかなかできないということで、それらに伴いまして調整池ができないという状況の中で、給水工事等合わせて、6,429万5千円減額させていただいております。なお、これにつきましては、調整池ができしだい、18年度で給水工事を行う予定としております。八千代給水区におきましては、下水道工事に伴う水道管移設が必要でなくなったということで、その他工事精算見込みなど合わせまして、2,615万8千円を減額させていただいております。この他、事業の精算見込みに伴いまして、高宮給水区では54万円、甲田給水区では332万3千円を、向原給水区では135万円をそれぞれ減額させていただき、合わせまして9,566万6千円を減額させていただきたいとしますのでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの第2表、繰越明許費でございますが、先ほどご説明をさせていただきましたように、中馬の施設用地の取得に時間を要したた

め、翌年度の繰越額としまして、3,336万8千円を追加させていただきたいとするものでございます。

5ページの第3表、地方債の補正でございますが、精算見込み、あるいは起債の借りかえなどにより、補正前の額から2億2,110万円を減額し、補正後の限度額を1億7,020万円とさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

松浦議長 以上で、要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第49号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第50号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第11、議案第50号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第50号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)でございます。提案理由の説明を申します。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、330万円を減額し、予算の総額を2,272万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金5万1千円を追加し、使用料及び手数料5万1千円、繰入金10万円、市債320万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、施設費330万円を減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1,300万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

失礼いたします。議案第50号の要点の説明をさせていただきます。8ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金でございますが、精算見込みによりまして、5万1千円を追加、また2款使用料及び手数料では、同様に精算見込みで、5万1千円の追加をさせていただいております。3款繰入金の一般会計からの繰入金につきましては、10万円の減額でございます。6款市債でございますが、320万円の減額をさせていただいております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いします。

2款施設費、1項施設管理費では、精算見込み等に伴いまして、工事請負費330万円の減額をさせていただいております。

4ページにお戻りいただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございますが、補正前の額から320万円を減額し、補正後の限度額を1,300万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松浦議長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第50号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第2号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第51号 平成17年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

松浦議長

日程第12、議案第51号、平成17年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第51号、平成17年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第3条の収益的収入及び既決の予定額3億67万円へ、補正予定額618万円を減額し、予定総額をそれぞれ2億9,449万円とするものでございます。次に、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出につきましては、収入の既決予定額4億9,292万円に補正予定額1億4,756万7千円を減額し、予定総額を3億4,535万3千円とし、支出の既決予定額6億518万5千円に補正予定額1億5,156万3千円を減額し、予定総額を4億5,362万2千円とするものでございます。資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億826万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,144万7千円、過年度分の損益勘定留保資金585万9千円、当年度分損益勘定留保資金6,773万8千円、建設改良積立金2,322万5千円で補填するものでございます。また、一時借入金の補正につきましては、その借入限度額を5千万円から2億円に改めるものでございます。

以上、よろしく審議賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

金岡公営企業部長

それでは、議案第51号の要点についてご説明させていただきます。水道事業の経営等にかかる第3条予算でございますが、収益的収入及び支出について、予算説明資料によりご説明を申し上げますので、9ページをお願いします。

収益的収入及び支出、双方との既決予定額3億67万円から618万円を減額し、予定総額を2億9,449万円とするものでございます。収入の主なものでございますが、それぞれの決算見込みに伴いまして、1款事業収益、1項営業収益、1目の給水収益では、12月までの水道使用料、量水器使用料等の実績に基づきまして、283万6

千円の減額、2目の受託工事収益では、20万2千円を減額、3項ではその他の営業収益では、検査手数料等2万4千円を増額しております。2項1目の営業外収益では、受取利息及び配当金で、預金利息3千円の減額、3目消費税還付金では、447万7千円の減額。4目雑収益では、建物災害共済給付金113万5千円の増額。3項特別利益では、過年度損益修正益としまして、千円を増額しております。

続きまして、支出の主なものでございますが、それぞれ決算等の見込みに伴いまして、1款事業費、1項営業費では、1,699万2千円を減額しておりますが、そのうち1目の原水及び浄水費は、光熱水費や業務委託料など、408万6千円の減額でございます。2目配水及び給水費では、材料費47万9千円の増額。3目受託工事費では、47万5千円の減額。4目総係費では、職員の給与関係及び業務委託料など合わせまして、910万円の減額。5目減価償却費では、339万4千円の減額。6目資産減耗費では、固定資産除却費41万6千円の減額。2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業利息など117万4千円の減額。3項特別損失では過年度損益修正損で10万円の増額。4項予備費では、1,188万6千円の増額をさせていただきます。

続きまして、建設改良にかかります第4条予算でございますが、資本的収入及び支出についてご説明申し上げますので、12ページお願いいたします。

収入でございますが、1款資本的収入の既決予定額4億9,292万円から、補正予定額1億4,756万7千円を減額し、予定総額を3億4,535万3千円とするものでございます。その主なものは、それぞれ精算見込みに伴いまして、1款資本的収入、1項分担金では476万7千円の増額、2項下水道工事に伴う水道管移設負担金では、2,079万4千円の減額、3項出資金では一般会計からの出資金としまして、1,660万円の減額。4項補助金では、1,994万円を減額、5項企業債では、9,500万円を減額するものでございます。

次に、支出でございますが、1項の資本的支出の既決予定額6億518万5千円から、補正予定額1億5,156万3千円を減額し、予定総額を4億5,362万2千円とするものでございます。1項の施設改良費では1億5,156万3千円を減額し、予定総額を3億9,288万4千円とするものでございます。主なものは、それぞれ精算見込みに伴うものでございますが、1目の配水改良費で、施設の業務委託料や工事請負費など合わせまして、4,179万4千円の減額。2目営業設備費では、量水器の購入費106万9千円の減額。3目では、固定資産取得費で業務委託料195万円の減額。4目小山地区拡張事業では、工事量の減少等に伴いまして4,528万円の減額。5目、横山地区拡張事業におきましても工事量の減少なりに伴いまして、

6, 130万7千円の減額でございます。6目甲立浄水場移転事業費では、16万3千円の減額を行っております。

続きまして、予算にかかります予定損益についてご説明申しますので、6ページにお戻りをください。

営業利益では1の事業収益、2億7,705万2,878円から2の営業費用2億1,586万160円の差引額、6,119万2,718円となっております。経常利益では、営業利益額から4の営業外費用3,619万5,775円の差引額、2,499万6,943円となっております。したがいまして、当年度純利益としましては、この経常利益額から5の特別利益666円、6の特別損失10万403円の関係から2,489万7,206円を予定をしております。

なお、この額に前年度繰越利益剰余金2,768万6,897円を加えた、当年度未処分利益剰余金の予定額といたしましては、5,258万4,103円となっております。

続きまして7ページをお願いします。予算にかかります、貸借対照についてご説明を申し上げます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産の合計額が27億3,991万6,244円を2の流動資産の合計額、2億4,277万7,653円を予定をしております。したがいまして、資産合計の予定額は29億8,269万3,897円となっております。

8ページをお願いします。負債の部でございますが、3の流動負債の合計額が1億5千万円でございます。

次に、資本の部でございますが、4の資本金の合計額が12億4,305万3,082円。5の剰余金の合計額は、15億8,964万815円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせた資本合計額は、28億3,269万3,897円となっております。したがいまして、負債資本の合計の予定額としましては、29億8,269万3,897円でございます。

予算書の2ページにお戻りをいただきたいと思っております。

補正予算書の第4条の一時借入金でございますが、その限度額につきましては、5千万円から2億円とさせていただきたいものでございます。

第5条の議会の議決がなければ流用することができない経費としましては、職員給与費の既決予定額5,885万8千円から、525万1千円を減額し、予定総額を5,360万7千円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第51号、平成17年度安芸高田市水道事業会計補正
予算(第1号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決をされました。
お諮りします。14時55分まで15分間休憩をします。

~~~~~

午後 2時38分 休憩

午後 2時55分 再開

~~~~~

日程第13 議案第1号 広島県市町職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更につ
いて

松 浦 議 長 それでは、時間が参りましたので、再開をいたします。
日程第13、議案第1号、広島県市町職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題と
いたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第1号、広島県市町退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増加及び組合規約の変更についてでございます。提案理由の説明を
申し上げます。

本案は、広域合併に伴い、平成18年4月1日から大竹市、竹原市、
及び宮島競艇施行組合が新たに広島県市町職員退職手当組合に加入い
たしますことから、同組合の規約を変更することについて、議会の議
決を求めるものです。

よろしく審議を賜りたいと思いを。

松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第1号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての要点のご説明を申し上げます。

本組合規約の変更につきましては、お手元の方に配布させていただいております、平成18年第1回定例会議案説明資料の関係資料部分についてのみご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。今回の規約の改正でございますが、合併に伴いまして18年4月1日から大竹市、竹原市及び宮島競艇施行組合が、新たに職員退職手当組合の方に加入をいたすものでございます。まず、一番左側に掲げておりますのが改正後、その中ほどが改正前。改正の説明欄を掲げておるところでございます。改正前の第2条関係でございますが、別表第1というのがあるわけですが、改正後におきましては第2条中別表に改めるものでございます。

続きまして別表の2条関係で、そこに改正前に掲げております、市の中におきましては三原市の次に大竹市、竹原市を加入するものでございます。それと、佐伯郡の宮島町、大野町を削除し、瀬戸田町、大崎上島を大崎上島町、因島市の中学校組合、廿日市、大野衛生組合は、逆に加入しないという状況で削除するわけでございます。また、広島中部台地土地改良施設管理組合を広島中部台地土地改良施設管理組合、また、宮島競艇施行組合に改めるものであります。

このことによりまして、退職手当組合のそうした加入団体におきましても、改正後におきましては8市、8町、14の一部施行組合の30団体に改正後においてはなります。また改正前におきましては、6町、11町、15の一部事務組合の32団体が施行してきたものを30団体に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約につきましては、平成17年の4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

松浦議長

以上をもって要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第1号、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第2号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

松浦議長 日程第14、議案第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、広域合併に伴いまして、平成18年4月1日から大竹市が新たに広島県市町公務災害補償組合に加入しますことから、同組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 議案第2号の要点のご説明をいたします。2ページの議案第2号関係におきます、広島県の市町公務災害補償組合規約の変更の新旧対称表に基づきましてご説明をさせていただきます。

改正前におきましては、別表中因島市を削り、三原市を三原市、大竹市に改めて同表の佐伯郡の項を削りまして、同表豊田郡の「瀬戸田町、大崎上島町」を大崎上島町に改めるものでございます。また同表、深安郡の項を削りまして同表中の瀬戸田町因島市中学校組合、深品環境衛生組合及び廿日市大野衛生組合を削るものでございます。

この規約につきましては、18年の4月1日から施行をいたすもの

でございます。改正前の加入町村におきましては、7市13町、17の一部事務組合で設立をされており、37団体の組織であったものが改正後におきましては、7市9町14の一部事務組合の組織で30団体として、組織をされるものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひします。

松 浦 議 長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第2号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第6号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

日程第15、議案第6号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第6号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づきまして、平成17年度12月期に期末手当を0.05月引き上げましたものを、平成18年度からは6月期

及び12月期にそれぞれ0.025月を割り振るよう条例の一部を改正するものでございます。

松浦議長 以上、よろしく審議を賜りたいと思います。
これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 総務部長 新川文雄君。
議案説明資料の5ページをお願いします。議案第6号安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表に基づきまして、ご説明をいたします。

今回の改正の内容でございますが、人事院勧告に基づきまして、平成17年の12月期で、期末手当を0.05カ月上げたものでございます。今回、18年度からのおきましては、平成18年度から6月期と12月期に、それぞれ0.05カ月分あったものを、6月と12月にそれぞれ割り振るという状況でございます。

第5条の期末手当の額でございますが、2項の中で、6月に支給する場合においては100分の210とありますのを、改正後におきましては100分の212.5、12月に支給するものにあつては、100分の235を、改正後におきましては、100分の232.5を乗じて得た額にするというものでございます。それぞれ、0.05カ月の%を6月と12月に合わせまして、全体の支給額につきましては、4.45%に変動はございません。

そういう状況でございますので、この条例につきましては附則といたしまして、平成18年4月1日から施行するものでございます。

松浦議長 よろしく申し上げます。
以上で、要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

松浦議長 〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。
これにご異議ございませんか。

松浦議長 〔異議なし〕
ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

松浦議長 〔討論なし〕
討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第6号、安芸高田市議会議員の報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第7号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

松浦議長

日程第16、議案第7号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題  
といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第7号、安芸高田市の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、法の改正等に基づく新たな制度の導入などに伴い  
まして、国民保護協議会委員ほか5件の非常勤特別職員を  
設置するものでございます。

なお、これと併せてプランの策定が完了いたしましたこと  
から、男女共同参画プラン策定委員会委員を廃止するよう  
条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案の説明資料の6ページからお願いいたします。

議案第7号に伴います、非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
新旧対照表でございます。

まず、非常勤等の条例の一部改正する  
条例内容ですが、改正前の別表、  
また改正後の別表ということでござ  
いますけども、男女共同参画プラン  
策定委員会の委員の項を削りまし  
て、適応指導教室指導員の項の次  
に国民保護協議会委員学識経験者  
で、日額1万3千円、また一般委員  
で7千円。青少年育成プラン策定  
委員会委員、日額7千円、地域保  
健対策委員、日額7千円、地域包  
括支援センター運営協議会委員、  
日額7千円、農業技術指導員、月  
額19万円、子どもの体力向上実  
践事業安芸高田市実行委員会委員  
、日額1万3千円等、それぞれ定め  
るものでございます。

附則につきましては、この条例につ  
きまして、平成18年4月1日



から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

1 番 明木一悦君。

明 木 議 員

以前にもお聞きしてるんですけど、このたび、またここで学識経験者と出てきてますけども、この定義について前回その辺ははっきりさせていくというような答弁をいただいたと思うんですけど、今回この学識経験者というのは、どういう位置づけになるのかお伺いします。

それから、これに伴って他のところも見直す必要が出てきてるんじゃないかなというふうに感じるんですけど、実は、ホームページの方で教育委員会の方が教育介助員、また、非常勤講師を募集しとるわけですけど、これについての報酬が月額17万8千円ということで、両方なっておるわけですけども、非常勤に対しては、これは小学校、中学校の教員免状を要することで募集されとるものです。しかし、教育介助員の方は、その必要がないわけですよ。それなりのやっぱり資格を持って、これは必要だということで公募されておるわけですけど、しかしながら教育介助員と非常勤講師についてはですね、同額で17万8千円ということで、両方ともこちらの報酬の方へ載ってるわけなんです。やはりその辺、全体的にこの条例については見直す必要がありまして、その辺、やはり学識経験者という位置づけがはっきりしていないというのは、やっぱりどなたでも学識経験者に持ってきて報酬の高い方につけれるんじゃないかなという感がありますので、そのあたりについてお伺いします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

暫時休憩をとります。

~~~~~

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に続き、再開いたします。

先ほどの質疑に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

確かに非常勤特別職の委員の報酬の額等につきましては、それぞれ分野の中での活躍なり、業務を実施していただいておりますが、ここでいう学識経験という条項項目の中には、いろんな角度の中で専門性の知識を有しておられる大学教授、いろんなそういう専門的なものを想定をさせていただいて、1万3千円の額ということで、定めをさせていただいております。ただ、先ほどのホームページの17万8

千円というのは、内容的に統制をさせていただく必要があるのではな  
かろうかと思っておりますが、今回のこうした農業技術指導員、また  
7千円の額については、以前の定めをさせていただいておる面とそう  
いう専門的な額ということで、月額なり日額ということで定めをさせ  
ていただいております。

明 木 議 員  
松 浦 議 長  
明 木 議 員

議長。

1 番 明木一悦君。

ひとつ確認させていただきます。

実際にやはりここら辺で、教育委員の方のこれを例に挙げさせてい  
ただきましたが、何のために教員の資格を取ったのかなということ  
ですよね。それなりに自分に投資をして、そういう資格を取って、そ  
ういう立場になっていくわけなんですね。それについて、資格がなくて  
できるものと、資格があってやらないといけないものというのは、や  
はり報酬の格差をつけていくことが必要じゃないかなと感じます。ま  
た、全体的に見てもそれらについて、今後見直していかれることを考  
えられているのかどうかについてですね、それについて答弁いただき  
たいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまのご質問でございます。

合併時にそれぞれ協議を重ねて決定した事項もございますので、た  
だいまのご意見に対してどのようにするかというのは、今後、検討課  
題として検討をさせていただきたいと思います。

松 浦 議 長  
入 本 議 員  
松 浦 議 長  
入 本 議 員

他に質疑ありませんか。

議長。

1 4 番 入本和男君。

現在、財政難というかたちです、補助金とかいろんな面でカッ  
トというかたちが出ておまして、この数字を見ると全く市長自らも  
カット、職員もカットできておる。我々の日当が3千円。そして、審  
議がどの程度内容されるんかわからんですが、その先ほどの福祉の方  
で、63万円も残っておる状況の中でね、あまりにもこの数字を見  
ると、例えばこれが6,800円ですとかね、そういうふうな見直しと  
いう財源がないから広く浅くというかたちならば、もう少し数字が出  
るのがそういうかたちでは慎重に出していただきたいという気がする  
んですが、市長さんが合併という言葉が出ましたけども、合併は忘れ  
てある面では今の財政面を見て、基本的には思わにゃいけんですが、  
やっぱり現在こういう全体、町をあげて、市をあげて財政難に取り組  
んでおる中で、やはり少し数字が、こういう出される数字がちょっと  
安易じゃないかと思うんですが、そういう過程についての説明を願  
いします。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

本議案につきましては、確かに前合併の時に、いろんな各委員さんの方の統制を、6町の中で調整をさせていただき、この費用弁償に関する条例の中で定めをさせていただきとるところでございます。

確かにご指摘いただくように、今日の状況につきましては、非常に財政的なかたちの中にも重要視の問題も出てくるわけですが、ただ1時間、2時間という状況はないように思っております。どちらにしても、その各委員さんにおかれましても、やはり1日職務等のかたちにおきましては、休日を取っていただかなくてはならないというような状況等もございますので、そういう状況の緩和につきましては、現状の7千円の額というものを採択をさせていただいたところでございます。以前のそうした額につきましても、やはり専門性が高い大学の教授等の額を参考し、このたび、今の専門の国民保護の委員さんが学識経験ですか、そういうところからもそういう金額に対して、数字というものを与えさせていただいたという状況でございますのでよろしくお願ひします。

松浦議長

他に質疑ありませんか。

青原議員

議長。

松浦議長

11番 青原敏治君。

青原議員

先ほどの明木議員の関連になろうかと思ひますけど、教育介助員、非常勤講師の募集のことで、教育委員会はどのような考えを持っておられるのかちょっとお聞きをしたいと思ひます。

松浦議長

答弁を求めます。

佐藤教育長

教育長 佐藤勝君。

まず、募集をホームページでしたということについては、いつの議会でもございましたか、いろんな委員を選ぶときには、公募したらどうかというご意見がございました。直接そういうことについて人員を確保するということは、非常に難しい今の実態にあるわけで、広く人材を確保して、その中から応募していただいた中から、私たちも選ばせていただいて、選考させていただいて適任者をそれぞれの学校に配置したいということでございます。非常勤特別職の中で、まず、非常勤講師の場合でございますが、これは直接に子どもの教科に対する授業をする先生でございます。したがって、教員免許がないとその人は授業に直接参画することができませんから、これは教員免許がいりますよと。今度は、教育介助員というのは教員の教科の指導をするわけではないんです。しかしながら、足が不自由であったり、下の世話をしなければならぬ。なかなか人の確保が難しい。ただ単にそれを力でできるからするというんではなしに、やはり心が伴わなっていないとその子どもの、障害を持っている子どもを世話することができないということがありまして、確保することが難しい。広く公募もしたいということもあって、ホームページに出して、あるいはその違いについ

ては、先ほど言いましたように授業をするのか、あるいはその子どもの世話をして授業に参画させるようにするのかということ、そういうふうに行っているのご理解いただきたいと思います。以上です。

青原議員  
松浦議長  
青原議員

議長。

11番 青原敏治君。

教育委員会の考え方は大方わかったんですが、学級介助員については、先般も話をさせていただいた中で、やはりこれは資格がないといけないよというような話まで出て、今度は資格という資格者の人にそういうところで、公募をして、ホームページで公募されるのもいいんですが、やはり市内全域にいきわたるような公募の仕方をしていただければと。皆さんがパソコン持っておればいいんですけど、全部が全部持っておるわけじゃないんで、そういう意味合いで、私は知らなかったよとか、全然そういうのは聞いてないよというのではなしに、やはり行政嘱託員さんもおられますので、回覧で回すとかそういう方法もとれると思いますので、そこらあたりのことも加えて、お願いをしてみたいと思うんですが、その考えがあるかないか、お答えをいただきたいと思います。

松浦議長

質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただいまのご質問に、お答えしたいと思います。

当初はそのことも想定をして、ハローワークの方へお願いをしようかということも考えたわけでございますけども、ほとんどの今までの他の事例を見ますと、ホームページで募集をしておられるということが、多くあったということもありまして、今の段階初めての試みでございますので、ホームページで募集をさせてもらうということと同時に、安芸高田市の教育についても、そのなかで一部知ってもらうこともできる内容もありますので、そこも知ってもらいながら来ていただきたいということもあって、ただ単に人を募集するというでなしに、安芸高田の教育も知っていただきたいということから、このようにしていただきました。今後については、先ほどの意見も頭に入れながら、検討もさせていただきたいと思います。

以上です。

松浦議長  
明木議員  
松浦議長  
明木議員

他に質疑ありませんか。

議長。

1番 明木一悦君。

市長の答弁あったんですが、合併当初に決めたという話なんですが、やはりここを見ていくと、例えば非常勤講師について言わせていただければですね、要件として1日6時間拘束されて、週5日の拘束なんですよ。そうすれば、日額で7千円切っとるんですよ。専門性を持った、職種になるわけですよ。それであれば、学識経験者というこ

とになるのではないかと感じるわけですよ。先ほどの説明でもありました学識経験者は、専門性を持ったものだよということがありました。であれば、それを見直す必要があるのではないかと感じるんですけど、再度答弁をいただきたいと思えますけど、やはりこれを見直していく。全体にですよ。今のは一部例ですから。全体的に見直していく必要があると思われるんですけど、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

こうした非常勤の特別職の費用弁償等につきましては、部分的には業務委託の範囲の中で、整理もさせていただいた行革の一環の中でさせていただいておる分野もございます。そういうのが、この中にも項目の中として、条例の中でも生きております。

今後におきましては、もう少し他市の事例とかですね、先ほどから出ております教育委員会の所管におけるそうした教育のあり方の問題、そういうところも勘案させていただいて、今後の課題として捉まえさせていただきたいんで、よろしく願います。

松 浦 議 長

他にありませんか。

熊 高 議 員

議長。

松 浦 議 長

10番 熊高昌三君。

熊 高 議 員

改正後の中身に出てくる物は、18年度の予算の中でいろいろ審議をする部分もあろうかと思えますが、その前提としてこの条例が出てきておるわけなんで、一部その内容についてお聞きしたいと思うんですが、特に農業技術指導員というのが新たに入ってきておりますが、この役割、位置づけ、そういったもの、先ほど言いましたように予算の中で、いろんな議論はあろうと思えますが、今考えておられる内容というものをお聞きした上で、判断をしたいという思いがしておりますし、その下の子ども体力向上云々という委員、こういったものについても、もう少し内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

最初に農業技術指導員の設置の状況でございます。

市長の施政方針の方で述べておりますが、一番大きな設置の目的になりますのは、特に県等の農業指導普及部分の業務縮小というような状況が年々続いております。当然、JAの指導員が配備をしておるわけでございますが、その陣容だけで市内全体をカバーするというような状況にはございません。そういった中で、これまでもJAさんと協議を重ねておったわけですが、このたび農業普及あるいは技術指導のできる人材を確保して、市とJAでそういったところをカバーしていく人材を確保するというところで、このたび指導員の設置を提案をさし

ていただいております。主には、技術指導になっていただくわけですが、身分といたしましては、非常勤の特別職ということで、先ほどから出ておりましたが、週30時間の勤務体系をとっていただくということでございます。その30時間の具体的な勤務の形態につきましては、これは技術指導にあたっていただきます本人も含めながら、JAと三者で具体的なところにつきましては、協議を今さしていただいております。効率的な活動をしていただくためにも、柔軟な勤務体系を取るべきだろうと考えております。

特に農畜産物処理加工施設の今年度秋の稼働、それから近年の産直市への野菜等の出荷量の減といったような傾向が続いておる中で、特にそういった部分の指導、普及に携わっていただきたいということで、このたび、指導員の設置を提案をさせていただいております。

以上です。

松浦議長

引き続き、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

子どもの体力向上実践事業という事業は、国の委嘱事業でございます。3カ年の指定を受けながらこの事業を進めております。

それで、この事業を進めるにあたっては、実行委員会を設けてやりなさいという指導もあるわけございまして、大学の先生を初めとして、年に数回会議を開きまして、そこで具体的な取り組みについて審議をし、そしてでてきたデータを、体力テストをやったり、あるいは生活の実態調査を行います。その実態調査の分析をもとにして、さらに次なるステップを考えていくということを取り組んでおるわけでございます。筋肉マンをつくるわけではございませんので、体力をということは、やはり子どもにとって活力につながるということもございまして、体力づくりを通しながら、生活のリズムづくりをしていくと。そのことが学力に結びつくという大きなひとつの目標も掲げながら、この事業がなされておるなかでありまして、体力と生活習慣、あるいは学力との関係、3つについて調査をしたことを発表するという事業であります。そのための衣食住を安芸高田市が受けて、やっております。今すべての学校で縄跳びをやっております。冬の間でも縄跳びをやっておると思いますが、これは子どもの体力向上実践事業の中で、一番のメインになる活動のひとつとして、そういうのを取り上げてやっておるということでございます。

先ほど言いましたように、その会議そのものはたびたび開かれるということはございませんけども、年に数回は開き、その費用については、国の方の委嘱事業でございますから、国の方からあとの補填があるというようにご理解をしていただきたいとこのように思います。

以上です。

熊高議員  
松浦議長  
熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

二つの案件、大体内容はわかったんですが、特に農業技術指導員に関しては、JAとタイアップしてやるというふうな考えの中で、技術指導員を置くんだというわけですが、以前から、振興センターですかね、正式な名前はちょっと忘れましたが、そういったようなものが17年度の当初には出てきたが、今年度は出てきてないという状況の中で、新たに市長の施政方針の中でこういった体制を組むというふうな方向転換というんですかね、そういった部分のひとつだろうと思うんですが、安芸高田市の産業振興部の中で、組織的な位置づけというんですかね、そこらの連携をどんなふうに図れるような組織の中での権限とか、そういったものを与えていくんかと。これは、また後の審議の中になろうかと思えますけども、こういった費用が適切なんかどうかといったことも含めてですね、判断するためには、その役割というものが非常に大きなウエイトを占めてくると思うんですね。この19万というのが、高いか、安いかの判断になろうかと思うので、産業振興部の中での組織の位置づけ。そういったものをどんなふうに考えていかれるのか。あるいは人員の数、これは、1名なのか、2名なのか、3名なのか。そういったことも含めて再度確認しておきたいというふうに思います。

もう1点の子どもの体力向上の委員というのとは、3カ年ということで、要は学識経験者的な人だというふうに認識させていただきましたが、この方もこういった範囲でやられるのかわかりませんが、特に、近年全国的にも体力が低下し、県内は全国平均よりもさらにまた低下しておるといような情報もあるようですが、そういったことの取り組みの事業だと思えますが、やはりこの範囲の中で、1人そういった学識経験者をお願いして、委員の方を募ってやるというなかでのまとめ役になるということですね。お伺いします。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

農業技術指導員の位置づけでございますが、この設置につきましては、JAさんの方とも2年前から協議をさせていただいてきたところでございますが、内容からいいますと、やはりそれなりの技術なり、知識を持った人ということになろうと思います。そういった意味では、人選等のこともありまして、2年前の年度当初からというような状況にはなり得なかったわけです。

18年度当初からの設置ということで、現在協議を進めさせていただいております。設置の人員につきましては、当面、1名の方の設置を考えさせていただいております。この設置の経費につきましては、農協と市が2分の1ずつを負担にして、設置をするということでございます。先ほども申し上げましたが、特に担っていただくことにつき

ましては、県の地域営農課がございしますが、これの市への指導普及の担っていただくところは、非常に大がかりな事業の部分への指導・助言ということに限って支援をいただくというような状況になっておりますので、これまできめ細かな普及指導をしていただいたところですが、手薄になるということになる状況になってまいります。特にそういったところをこの技術指導員でカバーしていくということになろうと思います。

現在、協議中でございますが、時間的な30時間というような制限の中での業務でございますので、その時間を有効的に活用するという意味においても、身分的には市の方の非常勤職員ということでございますが、業務の場所につきましては、市の産業振興部の地域営農課内と、それからJAの営農センターの営農指導課の2カ所を勤務場所として、有効に動いていただくというようなことも、現在JAさんと協議をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

松浦議長

続きまして、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

実行委員会の委員長は、具体的な実務をするということがございまして、美土里小学校の校長が該当しとりますから、この人に対して日当を払うということはございません。私が話をしましたのは、委員の中に具体的に申し上げますと安田大学の徳永いう先生にもおいでいただいて、資料の分析とか、あるいは具体的な取り組みの内容とかいうこともやっていただいたり、あるいは市内の体育協会の役員の方にもその委員になっていただいて、スポーツ少年団、あるいは体協としての視点から、その問題について検討をしていただくというような会をもちながら、ただ単に学校だけでやるんでなしに、スポーツ少年団も上げてこういう子どもの体力についての実践について、あるいは実践に基づいた結果に基づいて、いろいろとアドバイスしたり、意見をいただくというような役目をしていただいとることが実情でございます。

熊高議員

議長。

松浦議長

10番 熊高昌三君。

熊高議員

1点だけ、農業技術指導員に対して、農協と折半だという話だったんですが、本人がいただくのは38万いただくという理解でよろしいんでしょうか。

松浦議長

答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

金額的には19万円月額が支払われる報酬でございます。で、支出の方は市の予算を通しまして、歳入として2分の1相当分をJAさんより歳入を受けております。ということで、処理をさせていただく計



画でございます。

岡田議員  
松浦議長  
岡田議員

議長。

18番 岡田正信君。

おもしろい話を聞いたけえ、私も聞いてみたくなっただんですが、この農業指導員というのは、そういうことで、財政的にはそうですが、じゃあその人は市の非常勤となるんですが、JAにも勤めながら、こっちにも行く、あっちにも行く。籍はJAに置いとくんですか。どうなんですか。

松浦議長

答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長

身分は市の非常勤職員ということで、市が雇用をさせていただく予定でございます。勤務場所と申し上げましたのは、かなりの新市全体のカバーしていただくように計画しておりますので、勤務の時間が30時間という、単純に月曜日から金曜日までで割っていきますと、6時間が1日あたりの時間になるわけですが、そうしますと、当然地域営農課、吉田の方に勤務していただいて、そっから業務に動いていただくというかたちになりますと、そういった往復の時間等もございませぬ。そういったところをできるだけ有効に時間活用したいということで、出勤をしていただく場所が地域営農課であったり、JAの営農センターということで、デスクが2つ、2カ所にあるというかたちがとれないだろうかということの協議を現在させていただいております。

以上でございます。

松浦議長  
藤井議員  
松浦議長  
藤井議員

他に質疑ありませんか。

議長。

21番 藤井昌之君。

私も関連して1点お伺いしたいと思っております。

この非常勤特別職ですが、今も産業振興部の方へ出勤してということでございますが、その他の非常勤特別職で指導員立場、こういったものにつきましては、週30時間、それぞれ出勤もとへきちっと出勤されて、この30時間についてどういう報告をなされてしておるのか。ここらあたりにもついて、お伺いしたいと思っております。

松浦議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

暫時休憩とします。

~~~~~

午後 3時47分 休憩

午後 3時49分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩前に続き、再開いたします。

ただいま、藤井議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

当然、非常勤の報酬及び費用弁償に係わる条例の中で設置された非常勤特別職でございます。各市、行政の中には、それぞれの部署における施設、またその中で事務をとっておるということでございますが、週30時間の管理体制というものが明確になりうる出勤簿なり、そういう状況の中で把握をし、総括的な管理というものはその所属長である所属長がですね、総括管理をしておるとい判断で現在も実施をしておるところでございます。

藤井議員

議長。

松浦議長

21番 藤井昌之君。

藤井議員

今農業技術指導員で、産業部長の方からいわゆるこの指導員については、産業部へ出勤をして、それから指導にあたる。または、農協の方へ行って業務をするということをおっしゃったので、総体的に他の指導員であるとか特別職の職員、一定の部署の位置へきちっと出勤されて、それから業務を行っているかどうかということをお伺いさせていただいております。

松浦議長

ただいまの質疑に、答弁を求めます。

新川総務部長

総務部長 新川文雄君。

基本的に施設の長でありますとか、そうした指導員的な相談員でありますとか、そういう状況につきましては、当然、本所に来ていただいて、わざわざ本所から支所に帰るとかそういう状況でございますが、いろんな角度の中では、そういう総合的な判断の中では現場の方へ先に行って、そうした事務を執行する。そういう状況もあるかと思っております。

どちらにしましても、そうした勤務体制の明らかな状況というのは、その現場の所属長が把握をしておるとい状況でございますので、多少のケースバイケースというものは出てこようと思っておりますが、ある施設だけでおる責任者であれば、そこへ行って毎日の行動起こると思っておりますが、相談員さんとかそういう指導員というのはやはり、ケースバイケースの問題点は出てくるんだろうかと思っております。それはやはり、その日その日の日常の管理に基づくものではないかと思っております。

以上です。

松浦議長

他にありませんか。

明木議員

委員会付託をお願いしたいんですけど。

松浦議長

暫時、休憩します。

~~~~~

午後 3時53分 休憩

午後 3時57分 再開

~~~~~

松浦議長

それでは再開いたします。

- 再開しましたので、動議の説明をもう一度お願いします。
- 明 木 議 員 今、大変いろいろな角度で議論されておりますこの非常勤職に対する報酬の問題ですね、これについてをもう少し中身、内容について、もんでいく必要があると考えられますので、ここで委員会付託についての動議をいたします。
- 松 浦 議 長 ただいま、動議が出ました。  
これについて、この動議を賛成の方いらっしゃいますか。  
〔賛成動議なし〕
- 松 浦 議 長 賛成がないようですので、審議続行いたします。  
他に質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
〔異議なし〕
- 松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。
- 明 木 議 員 討論があります。
- 松 浦 議 長 討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。  
〔反対討論なし〕
- 松 浦 議 長 ないようですので、本件に対する賛成討論の発言を許します。
- 明 木 議 員 議長。
- 松 浦 議 長 1番 明木一悦君。
- 明 木 議 員 先ほど、いろいろな質問をさせていただきました。その中で、執行部の方の説明によりますと、今後これについては、いろんな角度において見直していくような検討をこれからされていくというようなことがありました。ぜひ、その辺を要望しまして、私は賛成討論とさせていただきます。
- 松 浦 議 長 これをもって、討論を終結いたします。  
お諮りします。  
これより議案第7号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第8号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特

例に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長

日程第17、議案第8号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第8号、議案名、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市長、助役、収入役及び教育長の給料月額にかかる減額措置について、その期間を1年間延長し、平成18年度も引き続き実施いたしますことから、特例期間を平成19年3月31日までとするよう、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第8号におきます要点の説明をいたします。

議案説明資料に基づきまして、ページ数7ページでございます。

改正前、改正後、改正に伴います説明欄を設けさせていただいております。第1条の市長等の給料の特例ということで、特例期間を1年間延長するものでございます。改正前におきましては、平成17年の4月1日から平成18年の3月31日までの間ということでございましたが、改正後におきましては、19年の3月31日までの間とするものでございます。同条の規定によりまして、給料の月額から改正前におきましては、市長にあっては、その額の100分の15。助役にあっては、その額の100分の10。収入役にあっては、その額の100分の7に相当する額を減じた額とするものでございます。改正後におきましても、同額の額の減じた額になるわけでございます。

第2条の関係で、教育長の給料の特例ということで、このことにつきましても、特例期間において教育長の給与を同条の規定の給料月額から、100分の7に相当する額から減じた額とする項目でございます。改正後におきましても、同額の金額を減ずるというものでございます。

附則といたしまして、この条例におきましては、18年の4月1日から執行するものでございます。

よろしく願います。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

熊高議員

議長。

松 浦 議 長
熊 高 議 員

10番 熊高昌三君。

昨年に引き続いて、特別職の給与カットということで、市民に痛みを伴う立場で、そういった給与カットを18年度も続けていくということで、ある意味評価をされる部分があるかも知れませんが、先般の報酬審議会の答申見ますと、現行の状況がどうかということはないけども、昨年に引き続いてこういった減額をする方が、市民感情にとってよかろうというような答申も出ておりましたんで、そういった流れでこういったことをやられたんだと思いますが、あっさり任期中はこのカットをするんだというふうなかたちでした方が、すっきりとするんじゃないかなという気がするんですが、財政状況がよくなる方向での部分が考えられれば、1年で次の年度は財政状況を改革して、また元に戻すんだという見通しがあるんなら、こうやって1年ずつの区切りでもいいと思いますけども、そういった見通しは既にないに等しいという状況の中で、この1年ごとの特別職のカットというのをどんなふうにご考慮されるのか、お伺いしたいと思います。

松 浦 議 長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

仰せのように、いろいろ考え方はあると思います。

当初1年ということでしたわけですが、我々としてはやはり1年様子を見ながらどうなるかということが最初の年はあったわけですが、2年目にやはり状況が厳しい状況であるということから、もう1年ということになったわけですが、これを長期に続けていくことが本当にいいことかどうかという問題もあるわけでありまして、やるんなら、報酬そのものを引き下げということもあるわけですが、そこらは、報酬特別委員会等のご意見も賜りながら、今後検討させていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第8号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、休憩をとらせていただきます。

16時20分まで。

~~~~~

午後 4時 7分 休憩

午後 4時20分 再開

~~~~~

日程第18 議案第9号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長

時間が参りましたので、再開いたします。

日程第18、議案第9号、安芸高田市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたし
ます。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

議案第9号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅
費の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議案第6号と同様に人事院勧告に基づき、平成17年度1
2月期に期末手当を0.05月引き上げましたものを、平成18年度
からは6月期、及び12月期にそれぞれ0.025月を割り振るよう
条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議賜りたいと思います。

松 浦 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第9号関係に関します、議案説明資料8ページに基づきまして、
ご説明をさせていただきます。

特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の新旧対照表でございます。改正前と改正後を定めており
ますけども、改正の主旨につきましては、平成17年の12月期で期
末手当を0.05カ月上げたものを、今人事院勧告の平成18年度か
らにおきましては、6月期と12月期にそれぞれ0.025割り振る
ものでございます。通勤手当等の第4条関係の改正前がありますが、
給与条例第26条の第2項中に掲げております改正前におきましては、
現在100分の210と100分の235に定めをさせていただいて

おるわけですが、今回改正後におきましては、第4条関係におきましては、100分の212.5と、100分の232.5に改めるものでございます。基本的に改正前におきましても、4.45%、改正後におきましても、4.45%でありまして、0.025をそれぞれ、割り振りをさせていただいておるところでございます。

附則といたしましては、この条例につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第9号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第10号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長

日程第19、議案第10号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

議案第10号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に伴い、職員の給与を一般職の国家公務

員の給与改定に準じて改定するよう条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議賜りたいと思います。

松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長

議案第10号関係につきまして、要点のご説明を申し上げます。

改正前、改正後におきましては、資料に基づきましては、9ページからでございます。本市職員の給与に関する条例の一部の改正につきましては、一昨年8月15日に人事院におきまして国家公務員、また一般職の職員に関する法律に基づきまして、公告が出たとおりでございます。そういう構造の中で、このたびの人事院勧告におきましては、給与構造改革ということによりまして、人事院勧告の概要が出たわけでございます。

その中で本概要の中でも、構造改革に値する主たるものにつきましては、まず1点、給与制度等の改定が主なるものでございます。まず、給料表の見直しにつきましては、行政職の給与表の見直し、給料表の水準をですね、平均の4.8%に引き下げるという状況でございます。そういう状況の中で、主な改正内容といたしましては、若手の係員層については、引き下げを行わず、中高年層についての引き下げが主たる要因になっております。そうした率の中でも平均4.8%で中高年層におきましては、7%台の引き下げにある予定になるわけでございます。このことは、給与カットをカーブをフラット化するという基本の考え方に立っておる状況でございます。また、今日のそうした給与状況、経済情勢の中で職務、職責の同質化が進みまして人事管理上の職務の級として、存続させる必要性の少なくなった現行の3級、また4級を統合して、現在一般職におきましては8級制で行っておりますが、それが7級制に移行することになっていきます。そういう状況で、現行の1号級あたりの昇級額が非常にきめ細かな勤務成績等も反映して行うというところで、現行の号級を4分割するような、非常に今回の勧告につきましては、ある程度国に準じて実施していかないと、今後の市の給与体系というものの確立ができないという状況にあるのではなかろうかと思っております。そういう状況で、昇級時期におきましては、年1回1月1日に昇級するという状況でございます。今までは1月、4月、10月、7月ということで、4回の昇級時期でございましたが、1月1日を基準として1回になるという状況でございます。そういう状況で、今回の実施時期につきましては、平成18年4月1日から適応する状況にもございますので、新たな給与表への組みかえにつきましては、国家公務員の取り扱いに準じて、職員の給料月額を新給料表に切りかえるものとするものでございます。

なお、今回のこうした給料表の経過措置といたしましては、新たな



給料表の給料月額が18年の3月31日に受けた給料月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間の給料月額は昇級しないという状況になります。当然、大体今そうした状況の中で、6割ぐらいが新給料表にすぐ組みかえができないという状況になるのではなからうかと思っております。そのことは、4.8%なり、7%の給料カット、下がるとるわけですから、減給の給料月額を3月31日の支給額を保証として、その間5年ないし6年は、新給料に切りかえるまでの同額の給料表までは、給料が上がらないという状況が出てくるのではなからうかと思っております。

それと、地域手当という状況で調整手当という項目は、地域手当となっておりますので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどご説明をしたのは、今回の構造改革の大きな給与改正に伴います、大きなポイントでございます。議案の方でもございますように、第2条中につきましましては、調整手当を地域手当に改めるいうことでございます。

第7条で、昇級の基準ということがあるわけですが、9ページの説明事項の中でも掲げておりますように、昇級基準におきましては、それぞれの号級の中で、今までは定めをされておりましたが、昇級基準におきましては、第7条の方で職員の昇級は規則で定め、同一1年間におけるそのものの勤務成績に応じて行うものとする、という項目がうたわれております。2項目の2項におきましては、勤務成績なりそうした職員の号級の幅といいますか、基準をうたっておるということでございます。それと、55歳になりますと今後は昇級をしないということでございますが、段階的に管理職手当の支給を受けておる者については、3号級とあるものについては2号級とするということでございます。そういうことで、管理職等の幅については非常に上がらないという号俸になるのではなからうかと思っております。

まず、次の5項でございますが、職員の昇級は予算の範囲以内で行なわなければならないということがうたわれております。6項といたしまして、職員の必要に関することは、規則を定めるということでございます。10ページを参考にしてみたいと思っておりますが、復職時における給料月額の調整も項目の中で行っておりますが、調整手当の支給における16条関係については、地域手当として変更をさせていただきたいと思っております。

次の期末手当の第26条関係の4項の調整手当の額が合計額とするということですが、地域手当の月額の合計額とするということでございます。

11ページの方では、勤勉手当の額を定めておりますが、変更におきましては、調整手当に変えて地域手当を支給することとなるために、この手当の額を任命権者の市長の定めということでありましたが、改

正では、任命権者の規則で定めることになっております。

次の3項といたしましては、一番角の欄に、調整手当とありますが、地域手当に改正をされるという項目でございます。この議案の中の3ページを見ていただきたいと思います。現在、行政職の別表第1でございますが、行政職給料表、変更後の8級制から7級制に改正をさせていただいたものを添付させていただいております。

4ページ、5ページ、6ページにおきましては、別表2といたしまして、消防職の給料表でございますが、現在、9級制を採用しておりますけれども、このたびの人勧で8級制に変更になるものでございます。

10ページからにおきましては、附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するというところでございます。施行の次の附則におきましては、職務の級の切りかえとか、号級の切りかえ、その細部にわたっての項目をその中でうたわせていただいております。

12ページから、13ページ、号級に伴います号級の切りかえ表、また、17ページからにおきましては、消防職の給料の適用における新職員に新給与表に伴います、切りかえ等の処置を行うものでございます。

以上、10議案に伴います、このたびの人事院勧告に伴います要点の説明を終わります。よろしくお願ひします。

松 浦 議 長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第10号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 1 1 号 安芸高田市職員の旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

松 浦 議 長 日程第 2 0、議案第 1 1 号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の  
一部を改正する条例の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 1 1 号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、行財政改革推進の一環といたしまして、職員の旅費の支給  
にかかる日当の支給地域及び支給額の見直しを実施いたしますことか  
ら、条例の一部を改正するものでございます。  
よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 議案第 1 1 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につ  
きまして、要点の説明をさせていただきます。要点説明の資料につ  
きましては、説明資料の 1 4 ページでございます。

改正前、改正後、日当に伴います 1 6 条関係におきましては、日当  
を支給しない地域を規定に定めておるわけでございます。

まず、改正前におきましては、そこに掲げておりますように、1 6  
条の 2 項の中に棒線に掲げておるとおりでございますが、本変更につ  
きましては、2 項の中に掲げております広島市の安佐北区（白木町、  
可部）、三次市（旧三次、作木、三和町）、東広島市で豊栄町、福富町、  
山県郡北広島町で旧千代田町、旧大朝町、島根県邑南町で旧瑞穂町と  
旧羽須美村への地域への旅行の場合には、前項の規定にかかわらず日  
当は支給しないということにうたっております。今までにつきまして  
は、そうした規定の中である程度の支給をやっておりましたが、日当  
を安芸高田市内の隣接地におきましては、支給しないという項目で  
ございます。

次に、別表の 1 の日当また、宿泊料、食卓料の関係でございますが、  
この分野につきましては、日当の額の改正をさせていただきたいと思  
っております。改正前におきましては、1 日の日当につきまして 2 ,  
2 0 0 円でございますが、1 , 1 0 0 円の日当にさせていただきたい  
と。2 分の 1 に日当分を改正をさせていただきたいと思うものでござ  
います。

この附則といたしまして、これは 1 8 年の 4 月 1 日から施行するも  
のでございます。

よろしく申し上げます。

松 浦 議 長 以上で、要点説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松 浦 議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。

これより議案第11号、安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部  
を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第12号 安芸高田市特別会計条例の一部を改
正する条例

松 浦 議 長 日程第21、議案第12号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正
する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第12号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例でご
ざいます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の対応に伴い、新予防給付のケアマネージメン
トを実施するため、介護サービス特別会計を設置する必要が生じたこ
とから、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議をお願いしたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

新川総務部長 議案第12号、安芸高田市の特別会計条例の一部を改正する条例に
つきまして、要点の説明を申し上げます。議案説明資料につきまして
は、15ページの方に付記をさしていただいとるものでございます。

この本案につきましては、現在10の特別会計を設置いたしておりますが、平成18年度から介護サービス特別会計を加えるものでございます。この介護保険制度につきましては、介護保険法の一部改正に伴いまして、同法の基本理念であります自立支援をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付につきまして、現況の予防給付からを対象の範囲、また、サービス対象、マネジメント体制などを見直して新たな予防給付へと再編されることになりました。そういう状況の中で、介護サービス特別会計は介護保険の特別会計において設置します、地域包括支援センターの機能の一部であります介護予防支援事業所の運営を行い、新たな予防給付として要支援1、要支援2と認定された方の予防給付のマネジメントを実施いたすものでございます。

なお、介護サービス特別会計の平成18年度の当初予算案につきましては、当該事業にかかります経費といたしまして、1,796万4千円を計上いたしております。

そういう状況の中で、具体的な内容につきましては、予算審査特別委員会の方で、所管の方の担当部局からご説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で、要点の説明を終わります。

松浦議長

以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第12号、安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第33号 字の区域の変更について

松浦議長

日程第22、議案第33号、字の区域の変更についての件を議題と

いたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 日程第33号、字の区域の変更についてでございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市甲田町において、平成14年度から団体営事業の基盤整備促進事業として実施してまいりましたほ場整備が、平成18年度に完了いたしますことから、報恩地工区の換地計画書を作成することに伴いまして、字界を変更するものでございます。

よろしく審議をお願いします。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

清水産業振興部長 それでは、議案第33号の要点についてご説明申し上げます。

先ほど、市長の方が提案理由を申しましたように、基盤整備促進事業で実施しております、報恩地井才田地区のほ場整備事業による字界の変更でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。左欄、右欄と掲げておりますが、左欄、現行の大字下小原、字原田の所在の土地から、4ページの権現谷の土地までを右欄のそれぞれの字の地域に変更をするものでございます。

なお、位置図につきましては、議案説明資料の59ページに地図を添付をさせていただいております。着色が薄いために非常に見にくいと思っておりますが、申しわけございません。変更後が赤の波線で示しております。変更後が、赤の波線で示したものに新しく変更するものでございます。

以上でございます。

松浦議長 以上で、要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りします。  
これより議案第33号、字の区域の変更についての件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第34号 消防手数料条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第23、議案第34号、消防手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
市長 児玉更太郎君。

児玉市長 議案第34号、消防手数料条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
消防長 村上紘君。

村上消防長 それでは、議案34号の要点のご説明を申し上げます。議案説明資料の60ページを参考にさせていただきたいと思います。

本案は、危険物の規制に関する政令が改正をされまして、船舶の燃料タンクに直接給油をいたします移動タンク貯蔵所の基準が、新たに制定をされたものに伴いまして、これにかかる手数料を地方公共団体の標準に関する政令に合わせまして、条例の改正をさせていただくものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

松浦議長 以上で、要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第34号、消防手数料条例の一部を改正する条例の件
を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松 浦 議 長 起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。

本日の会議時間は都合により、延長したいと思いますが、ご異議ご
ざいませんでしょうか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長 ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長をいたします。

~~~~~

日程第24 議案第3号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正  
する条例

日程第25 議案第4号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指  
定同意について【安芸高田市高宮高齢者生産活動セン  
ター設置及び管理条例ほか6件】

日程第26 議案第5号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を  
改正する条例

日程第27 議案第13号 安芸高田市国民保護協議会設置条例

日程第28 議案第14号 安芸高田市国民保護対策本部及び緊  
急処理事態対策本部設置条例

日程第29 議案第15号 地方公共団体の特定の事務の郵便局  
における取扱いに関する規約の一部を改正する条例

日程第30 議案第16号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条  
例

日程第31 議案第17号 安芸高田市児童館条例

日程第32 議案第18号 安芸高田市放課後児童クラブ条例

日程第33 議案第19号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一  
部を改正する条例

日程第34 議案第20号 安芸高田市向原総合福祉センター条  
例の一部を改正する条例

日程第35 議案第21号 安芸高田市老人デイサービスセンタ  
ー条例の一部を改正する条例



- 日程第 3 6 議案第 2 2 号 安芸高田市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 7 議案第 2 3 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 8 議案第 2 4 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 9 議案第 2 5 号 市道の認定について【県道改良により不用となった旧県道の市道認定】
- 日程第 4 0 議案第 2 6 号 市道の廃止について【県道昇格による市道の廃止】
- 日程第 4 1 議案第 2 7 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 2 議案第 2 8 号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 3 議案第 2 9 号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を一部を改正する条例
- 日程第 4 4 議案第 3 0 号 安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 5 議案第 3 1 号 安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理の関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 6 議案第 3 2 号 安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 7 議案第 3 5 号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 8 議案第 3 6 号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 9 議案第 3 7 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 0 議案第 3 8 号 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 1 議案第 3 9 号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 2 議案第 4 0 号 安芸高田市 B & G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長 続いて、日程第 2 4、議案第 3 号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件から、日程第 5 2、議案第 4 0 号、安芸高田市 B & G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件まで 2 9 件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。

児玉市長

市長 児玉更太郎君。

議案第3号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から、地域高規格道路対策室を建設部内に新設いたしますこと、また、現行の建設部の事務分掌に地域高規格道路の整備促進に関することを追加することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第4号でございます。安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について、安芸高田市高齢者生産活動センター他の議案でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2、また、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定に基づき、公の施設の管理について、指定管理者の候補の選定をしましたので、議会の同意を求めるものでございます。

今回新たに同意を求める公の施設といたしましては、高宮町高齢者生産活動センター他、10件の施設に関するものでございます。

議案第5号でございます。安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政職員をはじめ、行政が委託する業務の受託者並びにその従事者等に対して、市の保有する個人情報の漏えい等による個人の権利、利益の侵害への予防措置を講ずるとともに、職員等に対し、個人情報保護義務の履行を担保するため、条例の一部を改正し、罰則規定をもうけるものでございます。

議案第13号、議案名が安芸高田市国民保護協議会設置条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民保護法第39条第1項の規定に基づき、安芸高田市における国民保護計画を策定するため、その諮問機関となる協議会の設置及び組織運営に関する事項を定めるものでございます。

この計画は、国が定める基本指針に基づいて、住民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等定める事項であります。

安芸高田市国民保護協議会は、国民保護法第40条第4項に定める委員で構成し、総合的、専門的な見地から計画を策定するための諮問機関として、設置するものでございます。

議案第14号、議案名が安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民保護法第31条、第183条の規定に基づき、安芸高田市の区域にかかる、国民の保護のための措置の総合的な推進の事務をつかさどる事項を定めるものでございます。安芸高田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は、武力攻撃が迫り、もしくは現に武力攻撃が発生したと認められる地域、または要避難地域として認め

られる場合に設置するもので、国民保護法第28条、第4項から6項に定める本部員で構成するものでございます。

議案第15号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約の一部を改正する規約でございます。提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する規約に基づき、住民票などの交付事務を現在市内の5郵便局に事務委託しておるところでございます。

本案は、平成18年度から甲田支所管内の小田郵便局を追加いたしますことに伴い、規約の一部を改正するもので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律、第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市の将来像を、人輝く・安芸高田の実現を目指し人権の尊重をまちづくりの基底に置き、すべての人が、人の人権が尊重される社会の構築に向けて、市、市民、事務所の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するため条例を制定するものです。

この条例の制定につきましては、合併前に部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすことを目指す条例や、人権尊重のまち宣言を4町が制定するなど、すべての町において人権尊重のまちづくりが進められ、6町合併協議会、福祉保健部会で新市においても、新たな条例の創設を目指していたところでございます。

議案第17号、安芸高田市児童館条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置しております3カ所の児童館にかかる設置及び管理を定めた条例について、児童館の業務委託、保護者負担金及び利用時間の変更を全般的に見直し、条例の全部を改正するものでございます。

議案第18号、安芸高田市放課後児童クラブ条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置する放課後児童クラブの設置及び管理について、定めるものでございます。

主な内容といたしましては、市内7カ所の放課後児童クラブの名称及び位置、休会日及び利用時間及び保護者負担金等を定めるものでございます。

議案第19号、安芸高田市養護老人ホームの一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置をいたしております養護老人ホームについて、平成18年4月1日を施行日として、老人福祉法が改正され養護老人ホ

ームの措置事由が変更されますことから、安芸高田市養護老人ホーム高美園で行います事業のうち、入所措置基準を改正するものでございます。

議案第20号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例です。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置いたしております安芸高田市向原総合福祉センターについて、介護保険制度が改正され、平成18年4月1日から介護予防を重視したシステムに転換いたしますことから、向原総合福祉センター条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、要支援1、2と認定される方を対象として行います新予防給付の事業を加えるものであります。

議案第21号、安芸高田市老人デイサービス条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置をいたしております安芸高田市老人デイサービスセンターについて、介護保険制度が改正され、平成18年4月1日から介護予防を重視したシステムに転換いたしますことから、老人デイサービス条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、要支援1、2と認定される方を対象として行う新予防給付の事業を加えるものでございます。

議案第22号、安芸高田市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置いたしております在宅介護支援センターについて、介護保険制度が改正されまして、平成18年4月1日から地域包括支援センターを設置いたしますことから、現在の在宅介護センターの役割を変更するものでございます。

変更の主な内容といたしましては、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの地域相談拠点と位置づけ、65歳以上のすべての高齢者並びにその家族を対象とした事業を行う組織に変更するものでございます。

議案第23号、安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が設置をいたしております安芸高田市ふれあいセンターこうだについて、介護保険制度が改正され、平成18年4月1日から介護予防を重視したシステムに転換いたしますことから、ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、要支援1、2と認定される方を対象として行う、新予防給付の事業を加えるものでございます。

議案第24号、安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市介護保険条例について、第3期介護保険事業計画期間の介護保険料を定めるものでございます。現在、介護保険料の

段階を5段階設定しておりますが、低所得者対策として現在の第2段階をさらに2分割し、6段階の設定とするものでございます。また、保険料につきましては、現在の年額基準額39,696円を、年額基準額52,800円に改正するものでございます。また、附則において保険料の特例を定め、激変緩和措置を定めるものでございます。

議案第25号、市道の認定について、県道改良について不用となった旧県道の市道認定でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国道及び県道の新設や改良事業により、旧道として残りました旧国道、県道を元の管理者である広島県から安芸高田市に引き継ぐことになっておりますので、関係の6路線を市道に認定するものでございます。

議案第26号、市道の廃止についてでございます。これは、県道昇格による市道の廃止でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、県において、一般県道山手吉田線を一般県道上入江吉田線に名称変更されるとともに、管理区域においても変更されたことに伴いまして、市道除上入江線が市道から、県道へ昇格となりましたことから、県道と重複をいたしておりました当路線を、市道廃止するものでございます。

議案第27号、安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成17年度に美土里町桑田地区へ公営住宅2棟4戸を建設いたしましたこと、また、甲田町堂の口住宅の2棟4戸が完成し、当住宅へ移転をいたしましたことから、上小原地区の寿住宅5棟10戸を廃止するものでございます。このことに伴いまして、第3条関係別表へ住宅の名称及び位置をそれぞれ追加及び削除し、併せて美土里町北住宅の位置につきまして、訂正をさせていただくものでございます。

議案第28号、安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を行います。

本案は、安芸高田市公共下水道条例の使用料を算定方式について、一部改正をするものでございます。このことにつきましては、合併前の合併協定書に基づいて、下水道使用料を3年目に統一することとして、準備をまいりました。市民の皆さんに啓発を進めてまいりましたが、使用料の算定方法といたしましては、実態にあった使用水量の把握をすることで、よりご理解が得られるということから、今回使用水量の確認方法などについて条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、甲田町下小原において、平成18年4月からコミュニティ・

プラントの使用を開始いたしますことから、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金条例に、コミュニティ・プラント整備事業名を加えて負担金の徴収をするものでございます。

議案第30号、安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第28号と同様に、下水道使用料の統一に伴います使用料の算定方法につきまして、農業集落排水施設の使用水量の確認方法について、管理条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号、安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案30号と同様に、下水道使用料の統一に伴います使用料の算定方法につきまして、浄化槽整備施設の使用水量の確認方法について、管理条例の一部を改定するものでございます。

議案第32号でございます。安芸高田市コミュニティ・プラントの設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第31号と同様に、下水道使用料の統一に伴います使用料の算定方法につきまして、コミュニティ・プラントの使用水量の確認方法について、管理条例の一部を改定するものでございます。

議案35号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号から議案第40号までは、主に指定管理者の利用料金制の実施に伴いまして、それぞれの設置管理条例の一部を改正しようとするものでございます。関連がございますので、35号から40号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第35号、安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例でございますが、本案は、指定管理者制度の導入に伴い、使用料を利用料金制へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案36号でございます。安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案も指定管理者制度の導入に伴いまして、使用料を利用料金へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案37号、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、指定管理者制度の導入に伴いまして、指定管理者に管理を代行させる社会体育施設について、使用料を利用料金制に変更するた

め、条例の一部を改正するものでございます。なお、該当いたします施設は、美土里町総合運動公園でございます。

議案第38号、安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明をさせていただきます。

本案も指定管理者制度の導入に伴いまして、使用料を利用料金制へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を行いません。

本案も、指定管理者制度の導入に伴いまして、使用料を料金制へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。また、サッカー公園人工芝は、グラウンドの市外利用者の利用について、これまで2倍としておりましたものを3倍に改めるため、別表備考中にただし書きをするものでございます。

議案第40号、安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。提案理由の説明を申し上げます。

本案も指定管理者制度の導入に伴い、使用料を利用料金制へ変更するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております29件については、質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

よって、ただいま議題となっております、議案第3号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件から、議案第40号、安芸高田市B & G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件までの29件については、お手元の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

松 浦 議 長

以上をもって、本日の日程を終了いたし散会いたします。

次回は、3月8日午前10時に再開いたします。

ご苦労でございました。

~~~~~

午後5時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員